

第8編 産業労働

第1章 産業総論

第1節 産業大分類別就業人口の推移

国勢調査の産業3部門別就業者数によると、本市域での1970（昭和45）年の第1次産業の割合は31.0%で、1万6,989人が従事していたが、2020（令和2）年では6.9%になり、従事者は約5分の1の3,413人となっている。新市誕生直後の2005（平成17）年の9.2%、4,956人と比べても、従事者は31%以上減少している。

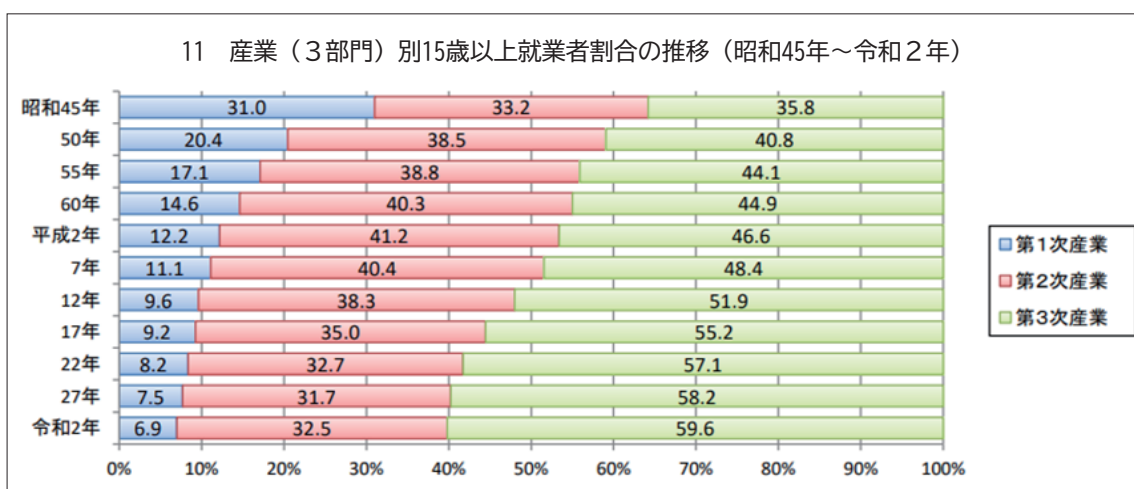
第2次産業の割合は、1970（昭和45）年の33.2%から2020（令和2）年の32.5%とほとんど変わっていない。しかし、その推移をみると1970（昭和45）年から第2次産業の割合は伸び続けて、1990（平成2）年には41.2%となった後は減少に転じ、その傾向が続いている。従事者も1990（平成2）年の2万2,841人から、2020（令和2）年の1万6,006人まで30%近く減少した。新市誕生後でも従業者は2005（平成17）年の1万8,805人から15年で15%近く減少している。

第3次産業は1970（昭和45）年の35.8%から2020（令和2）年は59.6%になり、従業者も1万9,603人から2万9,358人と50%近く伸びている。2005（平成17）年は55.2%、2万9,676人で人口減にも関わらず、従業者数はほとんど変わっていない。

産業3部門別割合の1970（昭和45）年の全国平均は第1次産業19.3%、第2次産業34.0%、第3次産業46.6%、2020（令和2）年の全国平均は第1次産業3.3%、第2次産業23.4%、第3次産業73.4%である。

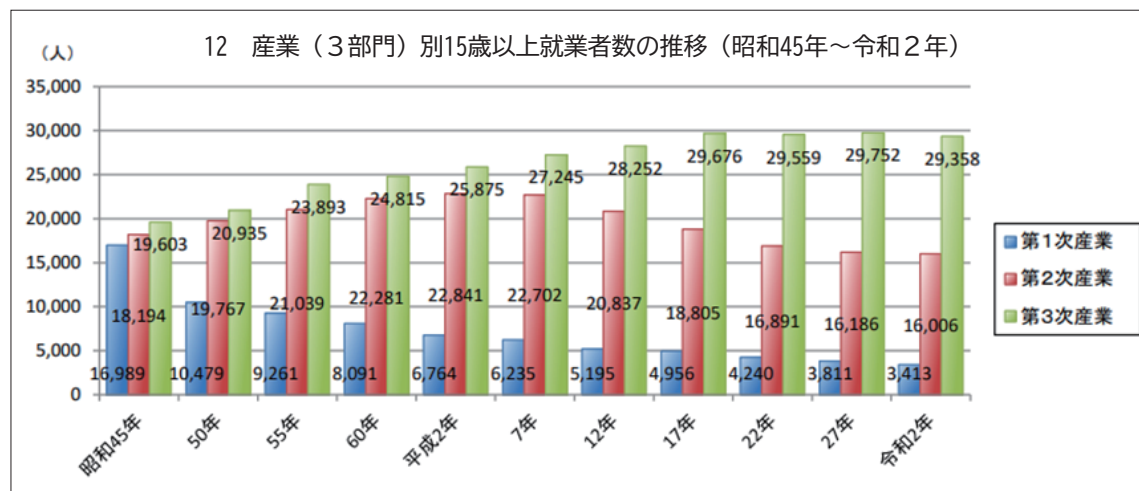
産業3部門別15歳以上就業者数の割合の推移は図表8-1-1の、同じく就業者数の推移は図表8-1-2のとおりである。

図表8-1-1 産業3部門別15歳以上就業者割合の推移



資料：総務課（国勢調査結果の推移）

図表8-1-2 産業3部門別15歳以上就業者数の推移



資料：総務課（国勢調査結果の推移）

第2節 本市の産業の概観と課題

農業と工業をはじめ、各産業がバランス良く発展しているのが本市の特徴である。

農業では、合併により四国一の経営耕地面積を持つこととなり、このポテンシャルを活かしながら米作を主体に麦、大豆、野菜、果樹、花き、畜産などの複合経営が盛んに行われている。一方、担い手不足や耕作放棄地の拡大などが深刻化する中、消費者のニーズに合わせた農産物を安定供給するしくみづくり、第2次産業、第3次産業などとの連携強化などが求められている。

林業については伐期を迎えた人工林が9割近くを占めており、計画的な主伐施業を導入して齢級*1の構成を均一化することや、木材の流通改革や利用促進を進め林業の成長産業化を図ることが喫緊の課題となっている。

漁業については合併により、燧灘の沿岸域と県内最大の干潟域を有することとなった。この豊かな漁場を活用して、漁業後継者を育成し、加工・販売活動、高付加価値化による水産物のブランド化などを推進し、水産業を活性化させることが課題である。

鉱工業については製造業を中心に、鉄鋼、金属などの企業が立地する四国屈指の工業集積地が広がり、四国有数の生産力を誇っている。しかし、この20年で事業所数や就業者数は減少しており、企業誘致や新規事業創出、雇用促進などを進めていく必要がある。

商業はロードサイドを中心に大型店が競合し、総販売額や売り場面積が増加する中、従来の商店街が伸び悩み、中小の店舗が減少する傾向にある。中心市街地の空洞化を防ぐためには、市では商店街関係団体やイベントの支援など、地域商店街の活性化に取り組んでいく必要がある。

観光については合併によって石鎚山や瀬戸内海など、魅力的な観光資源を一体的に抱えるようになった。これらを活用して広域観光や体験型観光、産業観光など、市では様々な観光振興策に取り組んでいく必要がある。

*1 齢級 樹木を、植林など更新初年度を1年生として、5か年単位で括った階級のこと。

第3節 総合6次産業都市の推進

(総合6次産業都市の推進に関しては、3編1章4節で記述)。

第2章 農業

第1節 農業行政の経緯

1 国の農業政策の流れ

国は2004（平成16）年度に、全国一律の転作推進を転換し、地域の実情に応じ創意工夫による生産調整を促すため、産地づくり交付金の制度を創設した。2005（平成17）年度には、長年推進してきた米の生産調整を転換した「食料・農業・農村基本計画」を策定した。

2010（平成22）年度には、産地づくり交付金が主食用米の生産に対する直接支払と、麦・大豆・米粉用米・飼料用米などへの転作に対する直接支払（水田利活用自給率向上事業）からなる農業者戸別所得補償制度として生まれ変わった。米の直接支払交付金は2017（平成29）年度末で廃止されたが、水田利活用自給率向上事業は、水田活用の直接支払交付金として継続している。

2013（平成25）年度に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指した施策を充実させるとともに、2014（平成26）年度には、農地中間管理事業を創設し、農地の集約、農家の規模拡大を図ることとした。

2021（令和3）年度には、新たな経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の導入など、将来を見据えた農業政策をスタートさせた。さらに、みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法の創設、農業経営基盤強化促進法の改正などにより、生産・消費の変化などに対応できる対策を強化してきた。

2024（令和6）年度には、「食料・農業・農村基本法改正法」が成立し、「食料安全保障の抜本的な強化」「環境と調和のとれた産業への転換」「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、それに関連する基本的施策等が定められ、2025（令和7）年度には、改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定した。

こうした国の動きの中、本市では、愛媛県や関係団体と連携しながら各種施策の推進に取り組んできた。

2 本市の農業の現況

四国一の経営耕地面積を持つ本市では、瀬戸内の温暖な気候や石鎚山系・高縄山系の豊富な水資源のもと、米作を主体に麦、大豆、野菜、果樹、花き、畜産などの複合経営が盛んに行われている。

一方で、全国的な課題でもある農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷などの問題があり、本市においても厳しい農業環境が続いている。

また、消費者が求める安全で良質な農産物を安定的に供給するしくみづくり、地場農産物の付加価値化を目指した第2次産業、第3次産業などとの連携強化による取組も求められている。

本市では、県や地元JAなどと連携しながら、国・県の補助事業の活用や市単独での補助事業に取り組むなど、時代の情勢や状況に応じた事業を実施して施策の実現に取り組み、地域農業の活性化を図っている。

第2節 農業経営の状況・生産状況

1 農業経営

本市の総農家数は、2020（令和2）年現在3,172戸で、合併直後の2005（平成17）年の5,322戸と比べて、2,150戸、40.4%もの大幅な減少となった。特に販売農家の減少が著しく、2005（平成17）年に比べてほぼ半減している。

また、経営耕地面積についても、2020（令和2）年に4,047haで、2005（平成17）年の4,872haと比べて、825ha、16.9%の減少となっているが、農家数に比べると減少幅は小さく、農地の集約化が進んでいるといえる。総農家数の減少に歯止めをかけ、安定した経営を維持していくためにも、担い手の確保と農業基盤の維持が喫緊の課題である。

本市の農家数等の推移は図表8-2-1のとおりである。

図表8-2-1 農家数、経営耕地面積の推移

項目 / 年次	H17	H22	H27	R2
総農家数（戸）	5,322	4,703	3,879	3,172
経営耕地面積(ha)	4,872	4,953	4,313	4,047
四国における順位	(2)	(1)	(1)	(1)

資料：総務課（農林業センサス）

2 生産状況

本市各地域ではそれぞれの特性を活かし、水稻、はだか麦をはじめ、多種多品目の野菜や果樹、特産品が作付面積、収穫量とも県内で上位を占め、大きな生産力を誇っている。その一方、高齢化・過疎化による後継者不足や産地間競争の激化・価格破壊による市況の安値など厳しい経営環境により、総じて生産量は減少傾向にあり、適応作物や高付加価値作物などの導入が求められる。

主要作目の作付・生産状況は図表8-2-2、農業産出額の推移は図表8-2-3のとおりである。

図表8-2-2 主要作物の作付・生産状況

（単位：ha、t）

区分	農作物名 / 年度	H16	H20	H25	H30	R5
作付面積	水稻	3,460	3,510	3,440	3,120	2,820
	小麦	-	-	-	-	50
	裸麦	1,160	776	839	933	774
	大豆	149	89	138	158	144
	ほうれん草	57	-	47	33	25
	たまねぎ	55	-	52	92	54
	きゅうり	43	-	45	40	34
収穫量	水稻	16,500	18,200	16,800	15,500	14,400
	小麦	-	-	-	-	232
	裸麦	3,820	2,930	2,390	2,720	2,150
	大豆	183	154	190	131	207
	ほうれん草	594	-	318	236	160
	たまねぎ	2,500	-	1,310	2,420	1,740
	きゅうり	3,490	-	2,730	1,956	1,756

資料：農林水産省・作物統計調査

H28年度以前は愛媛県農林水産統計年報のデータを含む

図表8-2-3 農業産出額の推移

【農業産出額】

(単位：千万円)

区分 / 年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
耕種	米	289	300	348	361	378	333	310	310	298	308
	麦類	6	4	12	10	9	11	9	9	4	4
	雑穀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豆類	4	5	3	2	2	3	4	4	3	2
	いも類	6	8	9	7	5	8	11	11	8	7
	野菜	359	372	449	374	361	354	365	365	357	373
	果実	230	242	267	276	245	146	149	149	149	145
	花き	45	43	41	36	35	-	-	-	-	-
	工芸農作物	1	1	1	1	1	3	2	2	1	1
	その他作物	52	56	52	46	47	-	-	-	-	-
	耕種計	992	1,032	1,181	1,113	1,081	922	914	914	889	919
畜産	肉用牛	25	28	14	12	20	19	17	17	20	19
	乳用牛	71	75	73	70	69	85	82	82	79	82
	豚	175	165	161	149	129	74	86	86	93	86
	鶏	106	103	96	83	82	9	8	8	10	16
	その他畜産物	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1
	畜産計	378	371	344	313	300	188	192	192	203	203
農業産出額 計		1,370	1,402	1,525	1,426	1,382	1,109	1,107	1,107	1,092	1,122

資料：農林水産省・生産農業所得統計

第3節 農業振興

1 米・麦・大豆

本市は様々な分野で農業振興策を進めてきており、米穀出荷対策事業として、合併前に各市町で実施していた米の生産調整は、合併後も、2005（平成17）年度から水田農業構造改革対策、2010（平成22）年度から農業者戸別所得補償制度、2013（平成25）年度から経営所得安定対策として取り組んでいる。

2007（平成19）年度には、米生産調整支援策の見直しに合わせて品目横断的経営安定対策に取り組み、米に対する調整交付金に加え、飼料用米や麦、大豆などへの水田活用の直接支払交付金を制度化した。

また、2013（平成25）年度に国において策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」により、2018（平成30）年産から生産数量目標の配分が廃止された。これにより主食用米への偏重から、需要のある作物を振興し、意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択できる政策へ転換している。

本市では、国の動向に合わせて、合併時、各市町で組織していた水田農業推進協議会を2007（平成19）年度に、2地区（西条、周桑）に再編した。2013（平成25）年度からは農業再生協議会として機能強化を図りながら、JAや農家が主体となって取り組む生産調整体制へ移行した。2023（令和5）年度には、西条地区と周桑地区とで、高収益作物の導入や転作作物等の付加価値

の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標、作物ごとの取組方針などを示した「農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」を策定するなど、需要見通しに立った生産へのシフトに対して支援を行っている。

また、国や県の補助事業の活用や市の単独事業により、農業機械をはじめとする生産基盤の整備や栽培技術・品種の普及、需要拡大など、ハード・ソフト両面から支援を行い、米農家の経営所得安定化を図ってきた。

合併以降、行ってきた米の生産調整の実施状況は、図表8-2-4のとおりである。

図表8-2-4 米の生産調整実施状況

水稲作付面積		(単位：ha、%)						
地域	項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
西条	目標	1,314.8	1,345.3	1,227.9	1,248.6	1,236.4	1,258.6	1,405.0
	実績	1,243.6	1,105.6	1,165.6	1,234.9	1,204.6	1,258.6	1,398.2
	達成率	94.6	82.2	94.9	98.9	97.4	100.0	99.5
周桑	目標	2,203.6	2,136.0	1,911.4	1,884.6	1,911.6	1,992.2	2,065.2
	実績	2,041.6	2,034.6	1,903.7	1,855.2	1,822.9	1,935.2	1,976.8
	達成率	92.6	95.3	99.6	98.4	95.4	97.1	95.7
計	目標	3,518.4	3,481.3	3,139.3	3,133.2	3,148.0	3,250.8	3,470.2
	実績	3,285.2	3,140.2	3,069.3	3,090.1	3,027.5	3,193.8	3,375.0
	達成率	93.4	90.2	97.8	98.6	96.2	98.2	97.3
地域	項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
西条	目標	1,375.0	1,352.0	1,348.0	1,312.0	1,299.0	1,301.0	1,282.0
	実績	1,352.8	1,321.5	1,341.0	1,301.0	1,268.9	1,274.8	1,243.8
	達成率	98.4	97.7	99.5	99.2	97.7	98.0	97.0
周桑	目標	2,105.0	2,092.0	2,076.0	2,045.0	2,039.0	2,002.0	1,972.0
	実績	1,941.3	2,077.0	2,096.0	1,843.0	1,752.0	1,937.0	1,632.0
	達成率	92.2	99.3	101.0	90.1	85.9	96.8	82.8
計	目標	3,480.0	3,444.0	3,424.0	3,357.0	3,338.0	3,303.0	3,254.0
	実績	3,294.1	3,398.5	3,437.0	3,144.0	3,020.9	3,211.8	2,875.8
	達成率	94.7	98.7	100.4	93.7	90.5	97.2	88.4
地域	項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
西条	目標	1,295.0	1,293.0	1,273.0	1,229.0	1,195.0	1,195.0	1,234.0
	実績	1,257.0	1,226.0	1,223.0	1,186.0	1,189.0	1,168.0	1,157.0
	達成率	97.1	94.8	96.1	96.5	99.5	97.7	93.8
周桑	目標	1,922.0	1,867.0	1,836.0	1,686.0	1,668.0	1,674.0	1,705.0
	実績	1,765.0	1,692.0	1,670.0	1,665.0	1,662.0	1,649.0	1,664.0
	達成率	91.8	90.6	91.0	98.8	99.6	98.5	97.6
計	目標	3,217.0	3,160.0	3,109.0	2,915.0	2,863.0	2,869.0	2,939.0
	実績	3,022.0	2,918.0	2,893.0	2,851.0	2,851.0	2,817.0	2,821.0
	達成率	93.9	92.3	93.1	97.8	99.6	98.2	96.0

資料：農水振興課（事務報告書・一）

2 人・農地プランと担い手育成

農業従事者の高齢化等により、担い手不足が深刻化する中、2012（平成24）年度から農業者が話し合いにより地域農業における中心経営体や地域における農業の将来方針などを明確化する「人・農地プラン」が制度化された。これは人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として位置付けられるものである。

本市においても、2012（平成24）年度から2024（令和6）年度にかけて集落や地域での就農者の話し合いを受けて77プランを策定・公表し、同プランに基づいた施策を展開してきた。

これに合わせ、その経営体となる認定農業者や集落営農組織の育成が急務となり、本市では、国や県の補助事業や市の単独事業を通じて各種支援を実施している。

国は、農地の集約化を加速化させるため、2023（令和5）年4月に農業経営基盤強化促進法を改正し、これまでの「人・農地プラン」に新たに目標地図を加えた「地域計画」として法定化した。これを受けて、本市では、77プランの集落・地域をJAの旧支所単位である23地域に再編し、2025（令和7）年3月24日に地域計画を策定し公表した。

人・農地プラン及び地域計画の策定状況とその取組状況、認定農業者数の推移は、図表8-2-5、図表8-2-6のとおりである。

図表8-2-5 人・農地プラン及び地域計画の策定状況

地区（旧市町）	人・農地プラン数 （R5.3.31現在）	地域計画数 （R7.3現在）
西条市	9	8
東予市	31	9
丹原町	35	4
小松町	2	2
計	77	23

資料：農水振興課

図表8-2-6 認定農業者数の推移

（単位：人）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
個人	265	274	397	411	426	438	441
法人	32	36	54	58	58	60	60
計	297	310	451	469	484	498	501

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
個人	376	378	410	448	471	461	455
法人	60	65	64	68	1	69	75
計	436	443	474	516	472	530	530

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
個人	511	565	549	536	534	506	483
法人	80	82	84	74	78	76	79
計	591	647	633	610	612	582	562

資料：農水振興課（事務報告書・一）

3 新規就農者の確保・育成

担い手の確保・育成が最重要課題となる中、新規就農者の確保・育成対策として、国は2012（平成24）年度から、新規就農者に対して一定期間給付を行い、所得を補償する「青年就農給付金制度」（平成29年度からは「農業次世代人材投資事業資金制度」、令和4年度からは「経営発展支援事業及び就農準備資金・経営開始資金制度」に改正）を開始した。

本市においても、同制度を活用し、新規就農者確保事業として新規就農者の獲得に努めるとともに、国や県の補助事業や市の単独事業を通じてハード・ソフト両面にわたる各種支援を実施してきた。

制度開始以降の新規就農者の状況は、図表8-2-7のとおりである。

図表8-2-7 新規就農者数の推移

(単位：人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新規就農者	29	16	14	17	16	12	12	16	23	9	7	18	20
累計	29	45	59	76	92	104	116	132	155	164	171	189	209

資料：農水振興課

4 野菜・果樹などの振興

園芸作物については、イチゴ、キュウリ、アスパラガスなどの野菜や、柿、キウイフルーツなどの果樹のほか、バラ、春の七草、絹かわなすといった特産品の産地機能の強化、ブランド化、新品種の普及促進、販路開拓など、各種取組に対して国や県の補助事業の活用、市の単独事業によって支援等を実施し、振興を図っている。

また、2011（平成23）年に本市が日本経済団体連合会の未来都市モデルプロジェクトの実証地域に指定を受けたことをきっかけとして、JA西条（当時）が中心となって加工用野菜（タマネギ）の生産拡大に取り組んだこともあり、これに対する支援も行っている（農業革新都市未来都市モデルについては、3編1章3節で詳述）。

5 直接支払制度

国は2000（平成12）年度に、中山間地域の農業者に直接交付金を支払う中山間地域等直接支払制度を創設した。交付金を受けるためには、地域の集落などが農地を維持していくための協定を作り、それに従って5年以上継続して農業生産活動などの作業を行っていることが条件となっている。本市では合併後も協定を締結した集落に対し、本制度を活用して支援を行っている。

また、2014（平成26）年度から、国は農地の維持や資源向上活動に対する多面的機能支払制度、環境保全効果の高い営農活動に対する環境保全型農業直接支払制度を創設し、農業の多面的機能を維持・発揮させるための地域活動や、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対する支援を拡充している。

本市においても、農村資源保全向上活動支援事業や環境保全型農業直接支援事業として、支払制度を活用した支援を行っている。各支払制度の現在の実施状況は、図表8-2-8のとおりである。

図表8-2-8 直接支払制度の実施状況

(単位：千円)

制度 / 項目 / 年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
中山間地域等直接支払事業	地区数	23地区	10地区	9地区	10地区	10地区	10地区	18地区
	交付金額	24,058	26,589	29,758	34,199	34,200	34,167	33,197
農村資源保全向上活動支援事業*1	共同活動	団体数	-	-	44団体	53団体	58団体	60団体
	支払額	-	-	-	29,922	34,295	37,746	38,716
支払額計		24,058	26,589	29,758	64,121	68,495	71,913	71,913
制度 / 項目 / 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
中山間地域等直接支払事業	地区数	18地区	18地区	18地区	18地区	16地区	17地区	17地区
	交付金額	33,188	33,174	33,178	33,100	26,615	28,435	29,124
環境保全型農業直接支払事業	団体数	-	-	-	1団体	4団体	4団体	4団体
	交付金額	-	-	-	3,150	2,813	3,490	3,095
農村資源保全向上活動支援事業*1	共同活動	団体数	60団体	52団体	53団体	52団体	52団体	47団体
	支払額	38,700	28,261	282,639	38,501	38,474	38,474	36,958
長寿命化等*2	団体数	40団体	39団体	39団体	36団体	36団体	36団体	34団体
	支払額	15,081	26,673	30,633	29,710	29,891	29,295	19,593
支払額計		86,969	88,108	346,450	104,461	97,793	99,694	88,770
制度 / 項目 / 年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中山間地域等直接支払事業	地区数	17地区	17地区	17地区	17地区	17地区	17地区	17地区
	交付金額	29,216	29,216	26,763	26,799	26,787	26,535	26,409
環境保全型農業直接支払事業	団体数	4団体	4団体	4団体	4団体、1法人	4団体	4団体、1個人	4団体
	交付金額	3,026	2,967	2,413	2,349	1,784	1,356	1,475
農村資源保全向上活動支援事業*1	共同活動	団体数	47団体	49団体	51団体	52(50)団体	49(47)団体	49(47)団体
	支払額	37,743	38,438	38,842	39,658	37,853	37,866	37,811
長寿命化等	団体数	34団体	36団体	38団体	39団体	35団体	35団体	35団体
	支払額	24,412	25,990	26,110	22,924	25,059	24,617	26,586
支払額計		94,397	96,611	94,128	91,730	91,483	90,373	92,281

資料：農水振興課、農林土木課（事務報告書・一）

*1 H19、H20は農地水農村環境向上活動支援事業、H21～H25は農村環境保全向上活動支援事業

*2 H23～H25は、農地・水保全管理事業

6 畜産振興

合併により、本市は養豚、養鶏を中心に、畜産における県内の主要産地となった。肉用牛や酪農の産地形成も図られる一方、時代の変化とともに家畜排せつ物による環境問題や家畜伝染病の防疫対策などが大きな課題となっている。

そのため国や県の補助事業を活用し、環境対策に配慮した施設整備を支援するとともに、市の単独事業により家畜伝染病（鳥インフルエンザ）対策として消石灰の購入・配布を行うなど、対象農家の支援を行っている。

7 その他

合併前から旧西条市において、雨よけハウス整備事業として実施していた独自の農業支援策を、2008（平成20）年度に「頑張る農家支援事業」として再編し、集落営農の推進や担い手への農地集積、遊休農地の解消、先駆的な農業技術の導入など支援メニューを広げ、本市の農業が抱える課題解消に向けた総合的な支援を行っている。

8 合併後の主要事業

以上に見てきたように厳しい農業環境に対して、本市では国や県の動きに合わせた経営安定化策や多様な担い手対策に取り組むとともに、農業の基盤整備、中山間地域対策や農業の多面的機能の維持・発展を目指した様々な振興策を進めている。

合併以降、実施してきた主要な事業は、図表8-2-9のとおりである。

図表8-2-9 主要な農業関係の事業

事業名	内容	年度
<米・麦・大豆>		
数量円滑化推進事業	需要に即した米の計画的生産推進に必要な農家への作付面積の提示、地区別説明会の開催、現地確認等の事務	H16
麦・大豆主産地育成事業	麦・大豆の品質向上・安定化を図るとともに担い手の育成と産地の形成を促進	H16
水田農業構造改革対策事業 (市単事業)	地域水田農業ビジョンを実現するため、需要に応じた産地づくりや売れる米づくりに資する農家自らの取組を支援	H16～24
特産麦・大豆産地育成強化事業	麦・大豆の品質向上・安定化を図るとともに担い手の育成と産地の形成を促進	H17～19
戦略作物等導入経営基盤強化事業	米・麦・大豆の経営規模拡大、品質・生産性向上に必要な機械の整備に必要な経費に対して助成	H23～24
水田営農活性化対策事業	米及びはだか麦の面積拡大に資するコンバイン導入やはだか麦の作付拡大を図るための種子の経費に対して助成	H26
えひめ型水田フル活用促進事業	水田全体の生産力向上に資するコンバイン、麦施肥播種機等の導入等に対して助成	H27～29
えひめ米政策改革支援事業	米政策改革に対応し、農家所得の維持・安定を図るため、JA等が実施する食味分析計、トラクター、汎用コンバイン、乗用管理機の導入等に対して助成	H20～R3
水田農業生産力強化支援事業	県産米の競争力強化、麦・大豆等の生産力向上、地域生産体制強化に取り組むJA等に対する機械導入・実証試験に対して助成	R3～4
水田農業競争力強化支援事業	県米・麦・大豆生産振興ビジョンに基づき、県産米の競争力強化、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域生産体制強化のための取組に対して助成	R5～
<米・麦・大豆(品種・需要拡大)>		
良質米・麦・大豆生産拡大支援事業	良質米(愛のゆめ)・麦・大豆の生産拡大を図るため、新規生産拡大に必要な種子確保に対して助成	H19
麦・大豆産地育成強化支援事業	麦・大豆の生産拡大を図るため、新規生産拡大に必要な種子確保に対して助成	H20～21
米麦需要拡大推進事業	米麦の需要拡大を図るため、米粉を用いた料理教室の開催、麦の種子確保及び高温対策品種の技術試験に対して助成	H23～24
需要拡大・地域ブランド推進事業 (にこまる)	水稲新品種「にこまる」の知名度向上、需要拡大を図るため、JA主催のイベント及びJA直販所等における販売促進活動に対して助成	H25
ひめの凍生産・集荷強化支援事業 (ひめの凍生産拡大支援事業)	県育成米「ひめの凍」の生産拡大を図るため、JAが取り組む高品質で安全な種苗導入に対して助成	H21～24
<担い手育成>		
担い手支援水田農業条件整備事業	新たな米政策の円滑な推進と水田農業の確立を図るため、農事組合法人が整備する農業用倉庫建設に対して助成	H17
担い手経営基盤強化事業	米・麦・大豆の経営規模拡大、品質・生産性向上に必要な機械・施設の整備に対して助成	H19～22
担い手農地集積高度化推進事業	担い手への量的集積から質的集積を促進し、真の効率化、効率的安定的な経営体の育成を図るため、農用地利用改善団体に対して面的集積実績に応じて助成	H19
集落営農組織確保推進事業	中山間地の農地を利用集積する集落営農組織が、経営の効率化及び高度化のために整備する農業用機械等に対して助成	H22
集落営農育成強化対策事業	地域農業を支える集落営農組織の育成及び強化を推進するため、経営コスト分析、先進地視察等の活動支援、トラクター、コンバインの導入に対して助成	H24～26
経営体育成支援事業	市の地域農業マスタープランに位置付けられている中心経営体等を育成するため、融資等を受け農業用機械等を導入する際の融資残に対して助成	H26～28
認定農業者経営改善支援事業	認定農業者等の確保・育成を目的に、規模拡大を志向する認定農業者の営農計画に基づく機械導入及び施設整備に対して助成	H26～29
農業経営の法人化等支援事業	地域の中心となる経営体の育成・確保を目的に、農業経営の法人化等に必要な経費に対して助成	H26～29
担い手農地利用集積支援事業	地域農業を支える中心経営体への農地利用集積を推進するため、色彩選別機等の導入に対して助成	H27～29
中山間地域等担い手収益力向上支援事業	中山間地域等における担い手の収益力向上を図るため、収益力の高い作物を導入する農業者に對して助成	H29
認定農業者経営発展支援事業	認定農業者等の確保・育成を目的に、規模拡大を志向する認定農業者の営農計画に基づく機械導入及び施設整備に対して助成	H30～R2
担い手総合支援事業	多様な担い手の確保・育成を目的に、研修・就農者の確保・経営発展に取り組むJA・集落営農・認定農業者に対して助成	R3～

<新規就農者対策>

フレッシュファーマー支援事業	将来の地域農業を担う若い農業者を確保育成し、円滑な就農・定着を促進するため、新規就農者が経営開始に必要な施設・機械等の整備や農地確保に対して 助成	H16
新規就農者拡大促進事業	新規就農者を育成するため、新規就農者の就農定着支援に取り組むJAが整備する農業用機械導入に対して助成	H24～28
新規就農者確保事業	市の地域農業マスタープランに位置付けられる（又は見込まれている）原則45歳未満の独立・自営就農者に対し就農直後の所得を確保するため給付金を支給	H24～
次世代ファーマーサポート事業	新規就農者を確保・育成するため、新規就農者の受入体制を整備し、就農定着支援に取り組むJAに対し、就農準備研修、農業用機械導入等に対して助成	H29～30
営農インターン推進事業	市内で就農確実な65歳未満の者に対し、就農に必要な技術等を取得するためJAが行う研修施設での研修経費に対して助成	H30～R2

<人・農地プラン>

農地中間管理機構集積協力金交付事業	担い手への農地集積・集約化を加速するため、一定割合以上の農地を機構に貸し付けた地域及びりタイアして機構に農地を貸し付けた農業者に対して協力金を交付	H24～29
-------------------	---	--------

<園芸作物の振興>

経営構造対策事業（バラ）	担い手を中心とした地域農業全体の発展を目的として、生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設整備に対して助成	H16
地域産品輸出促進対策事業（デルフィニウム）	新たな市場開拓を目的としてデルフィニウム（花き）の中国上海への輸出事業に要する経費に対して助成	H18～20
地域農業生産流通体制整備事業（アスパラガス）	アスパラガスの産地競争力の強化、ブランド化を図るため、周桑が導入するアスパラガス選果施設整備に要する経費に対して助成	H20
6次産業化産地ステップアップ事業（サトイモ他）	6次産業化に向けた産地の育成及び強化を図るため、JA西条、JA周桑が実施する機械等の整備に必要な経費に対して助成	H24
効率的野菜生産流通改革モデル事業（タマネギ、サトイモ）	加工・業務用野菜の生産拡大と実需者の要望に応える強い産地形成を図るため、加工用タマネギ収穫用鉄コンテナやサトイモ栽培機械導入等に対し助成	H27～29
加工用野菜生産流通体制整備事業（タマネギ、サトイモ）	加工・業務用野菜の生産流通体制の確立を図るため、JAや生産組合が実施する加工野菜の肥料試験や、移植機、収穫機等の導入に対して助成	H30～R2
野菜・花き等産地供給力強化支援事業	野菜・花き産地の供給力強化や生産基盤強化を推進するため、JAが整備する導入機械に対して助成	R3～
地域生産流通体制整備事業（柿）	省力化・高品質化を進め、生産体制の改善を図るため、生産から流通にわたる総合的な産地体制整備等に要する柿個包装機の導入経費に対して助成	H17
果樹戦略品種等供給力強化事業	市の主要産品であるキウイフルーツ等の栽培面積拡大を図るため、JAが実施する果樹棚等の整備や横野柿のあんば柿加工機器導入に対して助成	H24～27
次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業	果樹園地の生産基盤の強化を図るため、JAや法人が実施する果樹棚や防風ネットの整備、かんきつ類のハウス導入等に対して助成	H28～R2
キウイフルーツ生産力強化事業	キウイフルーツの生産力強化を図るため、JAが実施する果樹棚の補修、補強等に対して助成	H30
未来型果樹産地強化支援事業	果樹園地の生産基盤の強化を図るため、JAが実施する果樹棚や灌水施設の整備、果樹省力化機械の導入等に対して助成	R3～
ふるさと農産物振興事業（加茂トマト、絹かわなす、石鎚黒茶）	ふるさと農産物に指定された農産物の安定的な生産を目的として、ふるさと農産物を生産する生産組合等の活動・取組に対して助成	H16
野菜産地強化特別対策事業	輸入野菜に対抗し得る野菜産地を形成するため、産地の構造改革に資する機械施設の整備に対して助成	H16
えひめ農林水産物ブランドづくり推進事業	えひめブランド品目に認定された「春の七草」を対象に、更なる需要や販路拡大に向けた具体的な取組に対し助成	H18、20
農産物生産振興事業（太天柿、イチゴ、キウイ他）	新品種「太天柿」やキウイフルーツ、きゅうり、いちご、メロン、七草、バラなど地域産品の生産振興、啓発活動に資する取組に対して助成	H28～R2
薬用作物生産流通体制支援 事業	薬用作物を活用した地域農業の振興を図るため、法人が実施するトラクター等の導入に対して助成	R2
紅い雫・さくらひめ生産拡大支援事業	新品種「紅い雫」の生産者が優良種苗導入や高品質生産を図るための機械や資材導入に対して助成	H29～R1

<総合的支援>

21世紀型農業産地育成事業	作業の省力化、高品質化を推進し、産地の育成強化を図るため、農業施設や営農機械等の整備に対して助成	H16～17
産地収益力強化支援事業	地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地が実施する農業用機械等の導入や生産資材の導入、生産技術高度化施設の整備に対して助成	H18～30
雨よけハウス整備事業 (市単事業)	野菜等の周年栽培による農家所得の向上を目的として、国、県補助事業の対象とならない小規模な雨よけハウスの導入経費に対して助成	H16～19
頑張る農家支援事業 (市単事業)	市独自の農家支援策として、集落営農の推進、担い手への農地集積、遊休農地の解消、雨よけハウス等の導入整備、樹園地の再編整備等に対して助成	H20～

<直接支払制度>

中山間地域等直接支払事業	中山間地域の農地がもつ水源涵養・国土保全などの多面的機能を確認し、耕作放棄地の発生防止を図るため、集落協定を結んだ地区に対して直接支払交付金を交付	H16～
環境保全型農業直接支援事業	有機農業又は化学肥料等を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して助成	H26～

<被害対応>

農作物被害対策事業 (台風災害)	2004 (平成16) 年の台風により被害を受けた農作物を対象に、樹勢及び農地の生産性の回復を図る	H16
総合食料対策事業 (カドミウム)	玄米中の有害物質が基準を超えるおそれのある地域において、有害物質 (カドミウム) の吸収を抑制し、土壌環境の改善を図るための支援	H16
ひょうによる農作物被害対策事業	2006 (平成18) 年11月11日の降雷による被害園地を対象に、樹勢回復・病気予防を目的として散布する肥料・農業代の購入経費に対して助成	H18
キウイフルーツかいよう病対策事業	キウイフルーツかいよう病により全伐採した農家等に対する営農再開に向けての支援	H26～27

<畜産>

環境調和型愛媛畜産確立事業	耕畜連携による土づくり推進、畜産環境保全と持続的な農業の推進を図るため、家畜排せつ物処理施設、処理機械の整備に対して助成	H16
家畜防疫対策事業 (鳥インフルエンザ対策)	消石灰を購入し対象農家に配布	H23～
意欲ある畜産担い手応援事業	地域の畜産業の持続的発展及び体制強化を図るため、意欲ある畜産担い手の収益向上につながる豚舎屋根補修、牛床マット設置に対して助成	H30
畜産基盤施設再生支援事業	畜産担い手が将来にわたり安定経営を維持できる産地づくりを図るため、分娩柵等飼育施設の整備、牛舎の改修等に対して助成	R1～3
畜産新技術等導入支援事業	畜産担い手による資材の試験導入、新技術を活用した畜舎の改修工事等に対する補助	R4～

<その他及び旧市町事業>

グリーン・ツーリズム推進事業	グリーン・ツーリズムを推進し、都市と農村との交流による農山漁村の活性化を図るため、西条市グリーン・ツーリズム推進協議会が行う活動経費に対して助成	H19～20
農業政策研究事業	産・官・学連携による特産品の開発、付加価値型農業等の調査研究等	H16～19
認定農業者金融支援事業	農業制度資金を借り受けた認定農業者に対する利子補給の上乗せ補助	H16～19
思いやり農業推進事業	生産調整の円滑な推進と地域農業の発展を目的とした市単独補助	H16

資料：農水振興課（事務報告書・一から抜粋）

第4節 生産基盤の整備

1 整備状況

本市では、2007（平成19）年3月に「農村振興基本計画」を策定し、ソフト面の農業振興策の強化に加え、生産基盤や営農支援体制の整備などハード面に対する方針を示した。国の新たな土地改良長期計画に対応して、2017（平成29）年3月に同基本計画を見直し、農業・農村の振興策を総合的、計画的に進めているところである。

具体的な生産基盤の整備事業は、図表8-2-10のとおりである。

図表8-2-10 生産基盤の整備事業

【市営事業】

事業種目	事業内容	実施地区	実施年度
ため池豪雨災害緊急対策事業	ため池改修	(市内各所)	R1～
新規就農支援小規模基盤整備モデル事業	かんがい排水施設	小松町大郷	H30
	水路・道路整備	丹原町湯谷口	H29
中山間地域所得向上支援対策事業	水路改修	大久保地区	H29
		大頭堰下地区	H29
農業用排水路整備事業	排水路、排水樋門改修	楠河東地区	H19～
		北条、丹原町白坂地区	H19～21
団体営震災対策農業水利施設整備事業	ため池ハザードマップ作成	(市内各所)	R2～4
		防災重点農業用ため池	
団体営ほ場整備事業	区画整理、農業用排水施設	飯岡亀の甲地区	R4～
	区画整理	庄内五ヶ谷池下地区	R6～
団体営ため池等整備事業	ため池改修	金蔵坊池	R4～5
		庵ノ池	H23～25
		天神池	H23～25
		加納戸池	H20～21
		岡寺池	H21
団体営基盤整備促進事業	取水ゲート	小向高水口地区	R6～
	用排水路整備	掛井出地区	H23～25
	暗渠排水路整備、用排水路整備	神戸西部地区	H22～25
	用排水路整備、農道整備	大新田北地区	H23～24
	用排水路整備	吉田東地区	H24～26
	農道整備	玉之江西地区	H23～25
	用排水路整備	幸の木地区	H23～25
	農道整備、用排水路施設整備	北条地区	H19～23
	農道舗装	氷見地区	H19～22
	農道整備	吉岡西部地区	H19～22
	用排水路整備	六反地地区	H21～22
	排水施設整備	庄内地区	H20～21
	用排水路整備	明神木地区	H21
	揚水機場補修	玉之江地区	H21
	区画整理	湯谷口地区	H17～21
	農道整備、用排水路整備、暗渠排水路整備	石経地区	H19～21
取水ゲート	願連寺地区	H19～20	
地域用水環境整備事業	修景施設整備	小松大谷池	H20～23
氷見ふれあい公園整備事業	公園整備	氷見地区	H21
中山間地域総合整備事業	集落排水、集落道	小松町南川、明穂地、大頭地区区	H16～19
山村振興対策事業	集落道新設、改修	丹原町白坂地区	H16～19
中山川溪谷歩道橋整備事業		丹原町湯谷口・来見地区	H18

【助成事業】

事業種目	助成先	実施年度	
国営造成施設管理体制整備促進事業	道前平野土地改良区	H16～	
農村資源保全向上活動支援事業(多面的機能支払推進交付金)*1	愛媛県多面的機能支払推進協議会	H18～	
農村資源保全向上活動支援事業(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)*1	(市内活動組織)	H19～	
農村資源保全向上活動支援事業(資源向上支払交付金(長寿命化等))*1	(市内活動組織)	H23～	
地域用水機能増進事業	水辺整備	道前平野土地改良区	H16～18

*1 H25(2017)年度まで「農村環境保全向上活動支援事業」、「農地・水保全管理事業」

【県営事業】

事業種目		実施地区	実施年度
県営湛水防除事業		玉津・下島山地区	H24～R6
		壬生川北地区	H18～25
		高田地区	H16～22
県営かんがい排水事業		道前釜之口上地区	H28～
		道前釜之口下地区	H22～30
		河北地区	H16～19
県営ため池整備事業		六本松地区	R5～
		古田上池地区	H30～R5
		池の谷地区	R3～
		池之内地区	R2～
		城ノ谷地区	H29～R4
		上市上池地区	H28～R1
		善丈池地区	H28～R1
		修理谷池	H19～22
		上市古池	H18～22
		山王池	H18～20
		半吉谷池	H16～19
県営ほ場整備事業	区画整理	飯岡皇子池	H16～17
		明穂地区	H15～19
		高田地区	H20～28
		大兵衛南地区	H23～R2
		蔵井地区	H24～R2
		氷見上部地区	H23～R4
		新宮藤木地区	H23～R6
		道場地区	H24～R6
		大頭地区	H24～
		安井地区	H24～
県営地域用水環境整備事業	小水力発電設備	志河川ダム	H25～27
	管理道路整備等	愛の山	H16～17
県営農業用河川工作物応急対策事業		丹原町釜之口堰	H18～22
県営中山間地域総合農地防災事業	用排水路等	小松町南川地区	H20～21
県営水田農業振興緊急整備事業		禎瑞地区	H16～20
県営防災ダム事業	堤体	小松大谷2期地区	H16～18
		小松大谷1期地区	H16
農村環境計画策定事業		(西条市内)	H16

資料：農林土木課

2 志河川ダム

志河川ダムは、農業用水期の変化や1994（平成6）年の大濁水を契機に国道前道後平野土地改良事業（2期事業）の根幹をなす施設として、2004（平成16）年度に本体工事に着手し、2010（平成22）年度に完成した。

直接流域17.23km²の志河川本流に取水堰を設け、有効貯水量96万m³を確保した。中山川を横断する水管橋を通り、両岸分水工（本市丹原町来見）に放出され、河北地区の新規灌がい用水や河北地区を含めた道前平野地区（旧事業の受益地）の裏作用水に使用している。ダムの維持・管理は道前平野土地改良区が行っている。

3 国営ほ場整備事業

本事業は、区画整理及び農業用排水施設の整備を一体的に行い、農業生産性の高い基盤の形成と、排水改良による湛水被害を解消することを目的として2016（平成28）年度に、四国で初め

ての国営ほ場事業（国営緊急農地再編整備事業）として開始した。

受益面積は、道前平野地区の677haで、650haの区画整理、320haの農業用排水を行うこととしており、総事業費260億円で2029（令和11）年度までの14か年を予定している。この事業により、担い手への利用集積が進み、耕作放棄地の発生が抑制されるなど、農業振興による総合的な地域の活性化が期待されている。

第5節 農業関係団体

農業関係団体については、合併時、旧市町の組織体制や枠組みを維持し運営する団体が大半で、その後、時代の変化とともに統合や再編が行われている。本節では、合併後に動きのあった団体を中心に説明する。

1 JA

合併時、本市内の農業協同組合（JA）は、信用・共済・購買・販売事業、農業倉庫事業、指導事業等を行う西条市農業協同組合（JA西条）、周桑農業協同組合（JA周桑）及び園芸専門農協として本市を含む広域の市町で青果物・農産物直販、バラの研修・直販、農産加工等を展開する東予園芸農業協同組合（JA東予園芸）が存在していた。

合併後も3団体それぞれが活動を行っていたが、西条市農業協同組合は、将来を見据えた組織の再構築を図るため新居浜市農業協同組合と合併し、2020（令和2）年11月から、えひめ未来農業協同組合（JAえひめ未来）として活動を行っている。

図表8-2-11 西条市内の農業協同組合

組合名	所在地	設立年月日	地区
えひめ未来	新居浜市田所町 3番63号	R2.11.2	新居浜市（別子山を除く）、西条市（明屋敷、荒川、安知生、安知生新開、飯岡、市之川、大浜、大保木、大町、神拝、喜多川、黒瀬、栄町、坂元、下島山、新田、洲之内、千町、大師町、玉津、朔日市、津越、禎瑞、天神、兎之山、中奥、中西、中西新開、中野、鍋倉新開、檜木、西相生、西泉、西泉西新開、西泉東新開、西田、西田新開、西田西新開、西之川、野々市、早川、ひうち、東相生、東之川、東町、樋之口、氷見、氷見石岡新開、氷見西新開、氷見東新開、氷見南新開、福武、藤之石、船屋、古川、保野、本町、丸野、港、明神木）
周桑	丹原町池田 1701番地1	S40.10.1	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、且之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町、小松町）
東予園芸	丹原町今井431	S41.10.1	（園芸特産専門農協）

資料：愛媛県農業協同組合要覧（R6年度版）

2 土地改良区

合併時、本市においては地域ごとの土地改良区と、道前地域の広域的な土地改良事業を担う組織として道前平野土地改良区の計42団体が存在していた。

合併後、統合に向けた調整が行われた結果、現在は20団体となり、その調整組織として西条市土地改良協議会が存在している。

市内の土地改良区は図表8-2-12のとおりである。

図表8-2-12 西条市内の土地改良区

R7.3.31現在

NO	地域	名称	設立年月日	地区面積 (ha)	備考
1	西条	西条市飯岡	S26.3.31	188	
2	西条	西条市下島山	S40.4.7	139	
3	西条	西条市船屋	S28.4.11	26	
4	西条	西条市玉津	S27.8.1	48	
5	西条	西条市大町	S27.7.18	140	
6	西条	西条市朔日市新田	S27.6.30	76	
7	西条	西条市神拝	S27.6.30	98	
8	西条	西条市港新地	S30.12.18	70	
9	西条	西条市神戸	S27.4.30	246	
10	西条	西条市橘	S49.7.16	216	
11	西条	神戸・橘一部	S27.4.30	390	
12	西条	西条市古川乙	S27.6.30	31	
13	西条	西条市禎瑞	S33.8.18	238	西条市禎瑞上部が合併 (H29.2.1)
14	西条	西条市氷見	S62.5.11	307	
15	東予	西条市東予	R4.11.1	1,786	東予地区内14土地改良区が合併
16	東予	西条市三芳	S29.2.8	104	
17	東予	西条市楠河	S27.3.28	185	
18	小松	西条市小松町	H29.8.21	585	小松地区内8土地改良区が合併 小松町妙口北川、第三が合併 (R2.3.6) 小松町第一が合併 (R2.12.1)
19	丹原	丹原町	H17.9.1	1,799	
20		道前平野	S34.12.25	4,040	

資料：農林土木課

3 農業共済組合

農業保険法に基づき、農業災害補償制度を運営する農業団体として組織されている農業共済組合は、合併時、本市においては新居宇摩農業共済組合と東予農業共済組合が存在していた。

合併後も、各々の組織で活動を続けていたが、国が推進する1県1組合の方針を受け、2015（平成27）年4月に、県下の農業共済組合が統合されたことにより、現在は「愛媛県農業共済組合」（NOSA I えひめ）として活動を行っている。2025（令和7）年4月には、西条支所と周桑出張所が統合され、現在の西条支所が東予支所になっている。

4 その他の農業関係団体

その他の農業関係団体としては、地域の中心経営体として、経営力強化を図る認定農業者等連絡協議会、農村・農家の生活改善と農業改良を学習実践している生活研究協議会、青年農業者の近代的な高能率経営の確立等を目指した青年農業者連絡協議会等が合併時に各市町で組織されていたが、合併後、統合が図られている。

第6節 災害

1 風水害

台風や梅雨前線等の豪雨により、本市の農地・農業用施設が毎年のように何らかの被害を受けており、速やかにその復旧を図っている。

合併後、風水害による災害復旧事業の実施状況は、図表8-2-13のとおりである。

図表8-2-13 災害復旧の実施状況

【農地農業用施設災害復旧】

(単位：千円)

災害名・復旧区分	実施内容・個所数等	実施年度	事業費計
農地農業用災害復旧事業（市営）			
平成16年災害（国補）	農地120件、農業用施設141件	H16～17	940,371
16年災害（市単）	19件、3件	H16～17	8,571
16年台風21号災	市内1か所・幸神谷新池（小松）	H16～18	45,530
16年台風23号災	市内1か所・上の原池（小松）	H16～18	13,239
19年台風4号災	市内4か所・北条ほか	H19	11,953
20年8月29日豪雨災	市内4か所・三芳、丹原町ほか	H20	4,055
21年7月20日豪雨災	市内7か所・中野、且之上ほか	H21	9,634
23年台風12号災	農地2地区・禎瑞ほか、農業用施設8地区・飯岡ほか	H21～24	17,834
23年台風15号災	農地3地区・大保木ほか、農業用施設6地区・楠河ほか	H23～24	16,593
24年台風4号災	農業用施設1地区（ため池）・坂元	H24	1,858
25年台風17号災	農地6地区・池の内西ほか、農業用施設2地区・大谷東ほか	H25～26	14,554
26年台風12号災	農業用施設2地区・壬生川北、且之上	H26～27	7,258
26年台風19号災	農地3地区・飯岡早川ほか、農業用施設1地区・河之内	H26～27	10,168
28年台風16号災	農地1地区・実報寺、農業用施設1地区・壬生川北	H28～29	3,188
29年台風18号災	農地36件、農業用施設26件	H29～R1	120,895
30年7月豪雨	農地5件、農業用施設5件	H30～R1	19,657
30年台風24号災	農地12件、農業用施設8件	H30～R1	67,567
令和3年台風9号災ほか	農地1件	R3	1,985
令和6年6月豪雨災害	農地1件、農業用施設1件	R6	9,648

農地農業用災害復旧事業（助成）

16, 17年災害	土地改良区等・301件、41件	H16~17	137,492
干ばつ応急対策事業	土地改良区等・18件	H17	16,369
18年梅雨前線豪雨	土地改良区等・5地区	H18	1,311
19年台風4号災	土地改良区等・13地区	H19	4,345
20年8月29日豪雨災	土地改良区等・21地区	H20	9,672
21年7月20日豪雨災	土地改良区等・25地区	H21	6,929
22年7月12日豪雨	土地改良区等・8地区	H22	2,301
23年災	土地改良区等・48地区	H23	11,366
24年台風4号災	土地改良区等・4地区	H24	1,271
25年梅雨前線豪雨	土地改良区等・1地区	H25	220
25年台風17号災	土地改良区等・6地区	H25	2,974
25年台風27号災	土地改良区等・6地区	H25	2,250
26年台風12号災	土地改良区等・2地区	H26	475
26年台風11号災	土地改良区等・6地区	H26	1,692
26年台風19号災	土地改良区等・12地区	H26	4,964
28年台風16号災	土地改良区等・1地区	H28	398
29年台風18号災	土地改良区等・129か所	H29	38,737
30年7月豪雨	土地改良区等・40か所	H20	16,418
30年台風24号災	土地改良区等・124か所	H30~R1	56,355
令和3年災	土地改良区等・11件	R3	3,787
令和4年災	土地改良区等・4件	R4	1,399
令和5年災	土地改良区等・8件	R5	2,554
令和6年災	土地改良区等・31件	R6	9,626

資料：農林土木課

2 降ひょう

2006（平成18）年11月に、丹原地域を中心に降ひょうが発生し、収穫を控えた愛宕柿を中心に大きな被害が生じた。県内の被害総額は8億円に達し、生産農家は大幅減収を強いられた。

また、翌2007（平成19）年4月にも、局地的な降ひょうにより梅への被害が発生するなど、これまで例を見なかった異常気象による農作物への局地的被害が顕在化している。

本市では、これらの対応として県やJAなどと連携し、被害果実の摘果作業や加工用への転用、給食などへの需要拡大などの側面的支援を行った。

第7節 病害虫・伝染病

1 キウイフルーツかいよう病

キウイフルーツのかいよう病として、従来と比べて病原性が高い新系統（P s a 3系統）が2008（平成20）年頃イタリアで初めて確認された。その後、ニュージーランドなど主要生産国で発生し、問題化していた。キウイフルーツのかいよう病は、感染樹の果実を食べても人体への影響はないが、葉の褐点、新梢枯死や樹体枯死を引き起こし、収量や品質など生産に多大な影響をもたらす。

愛媛県は2014（平成26）年5月に、県内の主産地である本市において、キウイフルーツかいよう病（P s a 3系統）が国内で初めて確認されたことを発表した。その後、被害は県内で47園地、685.6aに広がるとともに、感染は県外にも拡大した。また、翌年にも新たな発生が確認された。

被害の拡大により、J A周桑やJ A東予園芸などの生産者は大きな影響を受けることとなったことから、本市では、対策本部を設置するとともに、県や関係J Aと連携し、予防・防除、被害樹の伐採・焼却、樹園地の再編整備などに向けて各種支援を実施した。

2 鳥インフルエンザ

2004（平成16）年1月に、国内で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが確認された。それ以降、感染力が強いウイルスの影響により、国内各地で頻発するようになった。

採卵鶏飼養羽数が県内最多である本市では、各養鶏事業者が防疫対策に努めていたこともあり、長期間感染を防いできた。しかし、2021（令和3）年12月31日に県内初となる高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された。

このため、本市では、防疫措置を行う県・家畜保健衛生所からの要請を受け、国や関係機関と連携しながら関係農場で出荷停止と移動制限、感染鶏等の殺処分、消毒などの対応にあたった。防疫措置を完了させた2022（令和4）年1月18日までに、殺処分した採卵鶏は約36万羽にも及んだ。

2024（令和6）年12月10日及び同年12月19日に、再度、本市の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、防疫措置を完了させた同年12月26日までに、殺処分した採卵鶏は約34万羽にも及んだ。

第3章 林業

第1節 林業行政の経緯

1 国の林業政策の変遷

2001（平成13）年、林業基本法が全面改正されて森林・林業基本法となり、森林管理の目的として、「林業の発展」に加えて「森林の多面的機能の持続的発揮」が加わった。

2009（平成21）年には国の森林・林業再生プランが発表され、10年後に木材自給率50パーセントを達成するという目標が掲げられた。その具体化に向けて2011（平成23）年に森林法が改正され、森林経営計画制度が創設された。同計画は、森林所有者又は委託を受けた森林組合・林業事業体が作成する5年間の育林・造林計画であり、一体的なまとまりのある森林を集約的に施業することにより、持続可能な森林経営を目指すものである。

2019（平成31）年4月には、森林経営管理法の施行に伴って森林経営管理制度（新たな森林管理システム）がスタートした。これは、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向を確認した上で、経営管理の委託を受ける仕組みである。林業経営に適した森林については、林業経営者が市町村から再委託を受けて経営管理を行い、適さない森林については市町村が管理を担うもので、本市でも2021（令和3）年度から、森林所有者の意向調査を開始している。

また、森林経営管理制度の発足と同時に、森林環境譲与税の自治体への譲与が始まった。

こうした国の動きの中、本市では愛媛県や森林組合等関係団体と連携しながら各種施策の推進に取り組んできた。

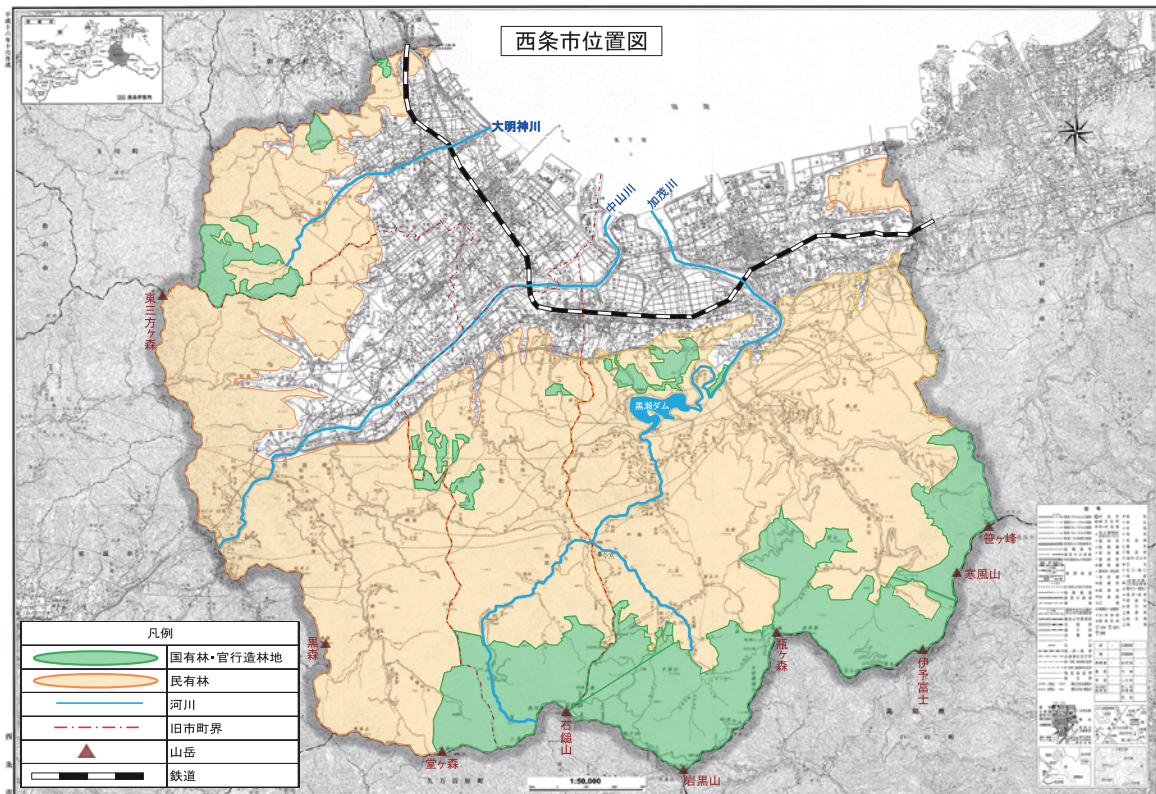
2 本市の森林・林業の現状と課題

合併により本市の森林面積は市域の約70%を占めることとなった。2024（令和6）年現在、本市の森林面積は3万5,572ha、その内、森林整備計画の対象となる民有林は2万7,896ha、うち1万9,534haが人工林（人工林率約70%）であり、その9割以上が伐期を迎えつつある林分となっている。

木材需要の低迷や担い手の減少などから林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、これから成熟期を迎えた森林の整備を更に推進し、従来の間伐施業に加えて計画的な主伐施業を導入するなど、齢級構成の平準化を進めることが重要である。また、木材の流通改革や木材の利用促進を図ることで、林業の成長産業化と地域の活性化につなげることが喫緊の課題となっている。

併せて、森林は水源のかん養、自然環境の保全など公益的機能を持つ貴重な資源であり、その管理、保全、整備が適正に行われる必要がある。

図表8-3-1 西条市国有林・民有林図



資料：林業振興課（西条市森林整備計画）

3 森林整備計画

市町村の森林整備計画は、その区域内にある地域森林計画対象民有林において、5年ごとに10年を1期として、森林施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業に関する指針を定めるものである。本市でも、2005（平成17）年度に最初の森林整備計画を策定して以来、5年毎に見直しを行いながら、時代に応じた長期的な視点による施策を推進してきた。

2024（令和6）年度に変更した同計画では、期間を2025（令和7）年度から2034（令和16）年度として、基本施策に、①森林整備の推進、②担い手の確保、③木材の利用促進を挙げ、伐採と造林など森林整備の方針や森林の保護、森林の保健機能の増進などについて必要な事項を定めている。

4 森林環境譲与税・森林環境税

森林は重要な公益的機能を持つ貴重な資源であるにもかかわらず、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足などの課題を抱えている。国は2018（平成30）年度に成立した森林経営管理法を踏まえて、森林の維持・整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を策定し、これを受けて「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。

まず、2019（令和元）年度に、私有林人工林の面積や、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して、市町村に譲与する森林環境譲与税が導入された。本市では、同年度に「西条市

「森林環境譲与税の活用に関する基本方針」を策定し、森林整備の推進や人材育成・担い手確保、普及啓発及び木材利用の促進に充てるとともに、森林経営管理制度の適切な運用を図り、限られた財源で最大の効果が得られるように施策を充実させている。同年度には、森林整備基金を設置して計画的な運用を行っている。

森林環境税は、2024（令和6）年度から個人住民税均等割と合わせて、1人年額1,000円を国税として賦課徴収するもので、森林環境譲与税の経常的な財源としている。

森林環境譲与税を活用した事業実績は図表8-3-2のとおりである。

図表8-3-2 森林環境譲与税を活用した事業実績

年度	事業名	森林環境譲与税充当額（千円）	事業内容	実績
R2	森林経営管理推進事業	1,402	意向調査準備のための、森林GISシステム改良等	・意向調査対象森林の抽出等に係るシステムの機能強化を図った。
R3	森林経営管理推進事業	15,753	意向調査を実施し、整備が行き届かず林業経営にも適さない森林については、集積計画を策定し市による間伐施業を実施	・意向調査実施 1,188ha ・集積計画策定 67.6ha ・間伐施業実施 26.3ha
	石鎚山系ニホンジカ被害防止対策事業	1,164	ニホンジカによる森林被害対策として、石鎚山系奥山にて捕獲及び調査を実施	・委託先 市内NP0法人 ・実施個所 市有林3か所
	林業経営体育成支援事業	2,612	小規模林業者への林業機械及び安全装備品等の購入費等を助成	・補助先 林業者9名、森林組合 ・補助対象 チェーンソー等の購入費、高性能林業機械のリース料
	未来へつなぐ森林林業啓発事業	37	小学校において森林の多面的機能や森林整備の重要性を学ぶ授業を実施	・実施校 市内1校 ・参加者 児童34人 ・講師 市内NP0法人
	西条産材・CLT活用促進事業	1,500	西条産材を活用した木造施設やCLT使用施設の建築費用を助成	・補助先 個人15人 ・補助対象 木造施設建築費
	生物多様性保全事業	41	森林の多面的機能を学ぶ自然観察会を実施	・実施回数 3回 ・講師 市内NP0法人
	西条児童館整備事業	2,577	公共施設の木質化	・西条児童館木質化（テラス、東屋）
R4	森林経営管理推進事業	35,004	意向調査を実施し、整備が行き届かず林業経営にも適さない森林については、集積計画を策定し市による間伐施業を実施	・意向調査実施 1,136.5ha ・集積計画策定 165.0ha ・間伐施業実施 53.2ha
	森林経営管理推進事業（R3繰越事業）	7,290	整備が行き届かず林業経営にも適さない森林について、集積計画を策定し市による間伐施業を実施（R3年度からの繰越事業）	・間伐施業実施 21.9ha
	石鎚山系ニホンジカ被害防止対策事業	688	ニホンジカによる森林被害対策として、石鎚山系奥山にて捕獲及び調査を実施	・委託先 市内NP0法人 ・実施個所 市有林3か所
	有害鳥獣対策事業	1,979	鳥獣被害相談の対応や検討会の開催により、被害防止対策の推進方法について検討・協議・指導を行う。	・委託先 市内NP0法人 ・実施個所 市内全域
	林業経営体育成支援事業	2,541	小規模林業者への林業機械及び安全装備品等の購入費等を助成	・補助先 林業者7名、森林組合 ・補助対象 チェーンソー等の購入費、高性能林業機械のリース料
	未来へつなぐ森林林業啓発事業	181	小学校において森林の多面的機能や森林整備の重要性を学ぶ授業を実施	・実施校 市内6校 ・参加者 児童190人 ・講師 市内NP0法人
	西条産材・CLT活用促進事業	1,200	西条産材を活用した木造施設やCLT使用施設の建築費用を助成	・補助先 個人12人 ・補助対象 木造施設建築費
生物多様性保全事業	41	森林の多面的機能を学ぶ自然観察会を実施	・実施回数 3回 ・講師 市内NP0法人	

R5	森林経営管理推進事業	63,536	森林経営管理法に基づき、森林所有者へ意向調査を実施し、整備が行き届かず林業経営にも適さない森林については、集積計画を策定し市による間伐施業を実施	・意向調査実施 864.9ha ・集積計画策定 138.5ha ・間伐施業実施 102.6ha
	造林事業	24,708	森林の有する多面的機能の維持・増進のため、計画的な造林等の森林施業の実施及びこれらの施業が見込まれる林道の維持管理について補助を実施	・補助先 森林組合、林業事業体 ・補助対象 森林施業216ha、作業道19,246m、組合管理林道6路線
	石鎚山系ニホンジカ被害防止対策事業	848	ニホンジカによる森林被害対策として、石鎚山系奥山にて捕獲及び調査を実施	・委託先 市内NPO法人 ・実施箇所 市有林3か所
	林道維持管理事業	8,959	市が管理する林道・作業道に係る維持管理や修繕等を実施	・実施箇所 市管理林道77,981m
	消防資機材整備事業	1,014	台風等により発生した風倒木や、道路等のインフラ隣接森林における倒木伐採作業で活用する切断機材の導入	・導入物品 根切チェーンソー2基
	林業経営体育成支援事業	2,337	資質の高い林業経営体を育成支援するために、小規模林業者や林業新規就業者の林業機械等の購入費やリース料について補助を実施	・補助先 林業者10名、森林組合 ・補助対象 チェーンソー等の購入費、高性能林業機械のリース料
	未来へつなぐ森林林業啓発事業	633	小学校において森林の多面的機能や森林整備の重要性を学ぶ授業や体験活動を実施	・実施校 市内8校 ・参加者 児童239人 ・講師 市内NPO法人
	生物多様性保全事業	33	生物多様性保全機能、水源涵養機能など森林の多面的機能を学ぶ勉強会を実施	・実施回数 2回 ・講師 市内NPO法人
	西条産材・CLT活用促進事業	1,850	西条産材を活用した木造施設、CLTを使用した施設の建設に対し補助を行うほか、CLT建築の普及に向け、設計・施工業者向けにセミナーやCLT建築視察研修を開催	・補助先 個人8人 ・委託先 民間事業者
	治山事業	2,981	小規模林地荒廃箇所について、市内で伐採された木材を使用した木製ダムを設置	・木材使用量 6m ³ (地域産材)
	石鎚ふれあいの里管理運営事業	336	石鎚ふれあいの里のケビン棟木製テラスの整備	・木材使用量 1m ³ (地域産材)
	公園維持管理事業	922	公園への木製ベンチ(14基)の設置	・木材使用量 1m ³ (地域産材)
R6	森林経営管理推進事業	58,199	森林経営管理法に基づき、森林所有者へ意向調査を実施し、整備が行き届かず林業経営にも適さない森林については、集積計画を策定し市による間伐施業を実施	・意向調査実施 982.34ha ・集積計画策定 85.83ha ・間伐施業実施 104.52ha
	造林事業	21,160	森林の有する多面的機能の維持・増進のため、計画的な造林等の森林施業の実施及びこれらの施業が見込まれる林道の維持管理について補助を実施	・補助先 森林組合、林業事業体 ・補助対象 森林施業52.84ha、作業道16,185m、組合管理林道10路線
	石鎚山系ニホンジカ被害防止対策事業	680	ニホンジカによる森林被害対策として、石鎚山系奥山にて捕獲及び調査を実施	・委託先 市内NPO法人 ・実施箇所 市有林3か所
	林道維持管理事業	9,780	市が管理する林道・作業道に係る維持管理や修繕等を実施	・実施箇所 市管理林道77,981m
	林業経営体育成支援事業	1,819	資質の高い林業経営体を育成支援するために、小規模林業者や林業新規就業者の林業機械等の購入費やリース料について補助を実施	・補助先 林業者3名、森林組合 ・補助対象 チェーンソー等の購入費、高性能林業機械のリース料
	森林体験教室開催事業(合併20周年記念事業)	828	親子を対象に、一日森林体験教室を実施	・実施回数 1回 ・参加者 17人 ・講師 市内NPO法人
	未来へつなぐ森林林業啓発事業	1,113	小学校において森林の多面的機能や森林整備の重要性を学ぶ授業や体験活動を実施	・実施校 市内9校(延べ) ・参加者 児童163人(延べ) ・講師 市内NPO法人

R6	西条産材・CLT活用促進事業	1,840	西条産材を活用した木造施設、CLTを使用した施設の建設に対し補助を行うほか、CLT建築の普及に向け、設計・施工業者向けにセミナーやCLT建築視察研修を開催	・補助先 個人7人、事業者1社 ・委託先 民間事業者
	治山事業	2,992	小規模林地荒廃箇所について、市内で伐採された木材を使用した木製ダムを設置	・木材使用量 6.6㎡（地域産材）
	生物多様性保全事業	50	生物多様性保全機能、水源涵養機能など森林の多面的機能を学ぶ勉強会を実施	・実施回数 2回 ・講師 市内NPO法人
	地下水保全事業	836	持続可能な地下水利用（育水）や森林環境保全の重要性を取りまとめたパンフレットの作成	・成果品 パンフレットデータ一式
	水源の森ツアー開催事業（合併20周年記念事業）	725	専門家のガイドのもと、加茂川上流の源流域の森林から河口（干潟）までをバス及び徒歩にて巡る「水源の森ツアー」の実施	・実施回数 1回 ・参加者 43人 ・講師 市内NPO法人
	子ども遊技場リニューアル	4,649	木製玩具導入・テラス床修繕	・木材使用量 4.46㎡（地域産材）
	東予南地域交流センター	410	木製玩具導入	
	東予北地域交流センター	479	木製玩具導入	
	市立保育所管理運営事業	2,614	市内の保育所（禎瑞、東予北、丹原、小松東）の下駄箱取替修繕	・木材使用量 1.72㎡（地域産材）
	石鎚ふれあいの里管理運営事業	541	石鎚ふれあいの里のケビン棟木製テラスの整備	・木材使用量 11.688㎡（地域産材）
	公園維持管理事業	979	市内公園の木製ベンチ取替修繕	・木材使用量 2.754㎡（地域産材）
	西条・神拝分団共同蔵置所整備事業	13,058	西条・神拝分団共同蔵置所の整備のうち木工事分	・木材使用量 10.281㎡（地域産材）
丹原分団統合整備事業	322	丹原分団統合整備事業のうち木工事分	・木材使用量 CLT 0.49㎡（地域産材）	

資料：林業振興課

第2節 林業経営の状況・生産状況

林野面積の推移は、図表8-3-3のとおりである。

林家数や保有山林面積の推移など、本市の林業経営の状況は、図表8-3-4から図表8-3-6のとおりである。

担い手である林業従事者の減少や人工林の林齢の高まりが顕著な状況にある中、本市の民有林のうち、人工林率は約70%で、適切な間伐や計画的な主伐などの森林施業が重要な課題となっている。

また、担い手不足解消のため、長期的な視野で若い世代へ林業の魅力をアピールすることも必要である。

図表8-3-3 林野面積の推移

(単位：ha)

項目 / 年		H12	H17	H22	H27	R2	
林野面積総数		35,337	35,298	35,450	35,478	35,086	
国有林	林野庁	7,534	7,518	7,503	7,279	7,278	
	その他		2	2	2		
民有林	民有林総数	27,801	27,778	27,945	28,197	27,808	
	独立行政法人等	723	820	812	805	814	
	公有	県有林	1,270	1,264	1,250	1,249	1,237
		市有林	1,906	783	1,996	1,605	1,613
		財産区	1,608	216	1,583	1,389	1,389
私有	22,294	24,695	22,304	23,149	22,755		

資料：農林業センサス

図表8-3-4 保有山林面積規模別林家数の推移

(単位：戸)

項目 / 年度		H12	H17	H22	H27	R2
総数		1,262	1,098	1,114	950	825
保有山林面積規模(ha)	1～5未満	864	765	794	647	556
	5～10	184	153	148	144	130
	10～20	130	103	95	85	75
	20～50	56	45	50	46	42
	50～100	18	20	18	12	9
	100以上	10	12	9	16	13

資料：農林業センサス

図表8-3-5 民有林の樹種別・齢級別樹林地面積の推移

(単位：ha)

項目 / 年		H17	H22	H27	R2
20年以下	総数	1,194	905	702	401
	人工林	1,026	781	567	340
	天然林	168	124	133	61
21～40年	総数	10,164	5,903	3,240	2,079
	人工林	8,330	4,963	2,593	1,560
	天然林	1,834	940	647	519
41～60年 (41～)	総数	15,618	20,212	23,150	24,717
	人工林	10,292	13,937	16,373	17,684
	天然林	5,326	6,275	6,777	7,033
その他		784	765	725	700
計	総数	26,976	27,020	27,090	27,197
	人工林	19,648	19,681	19,533	19,584
	天然林	7,328	7,339	7,556	7,613
	総計	27,760	27,785	27,815	27,897

資料：林業振興課

各年4月1日現在、H27年は2月1日

図表8-3-6 林業経営体の推移

【組織形態別】

(単位：経営体)

区分 / 年度		H17	H22	H27	R2	
合計		187	122	66	30	
法人化	計	13	9	7	5	
	会社	株式会社	4	4	3	2
		有限会社	1			
	各種団体	森林組合	6	4	3	1
		その他の各種団体			1	1
その他の法人		2	1		1	
地方公共団体・財産区		4	1	2	1	
法人化していない		170	112	57	24	
個人経営体		-	105	57	23	

資料：農林業センサス

第3節 林業振興

1 本市の林業振興事業

本市では、林業を取り巻く厳しい環境に対応してこれまでの政策に加え、森林の有する多面的機能の維持増進や西条産材の普及促進など時代の変化に合わせた様々な振興策に取り組んでいる。

これまでに実施してきた主要な事業は、図表8-3-7のとおりである。

図表8-3-7 主な林業振興関係の事業

事業名	内容	実施年度
＜林業経営の安定化・担い手対策＞		
造林事業（平成17年度まで森林整備事業） 【（令和5年度から）森林整備基金活用事業】	森林の有する多面的機能の維持・増進のため、重視すべき機能に応じた計画的な造林等の森林整備に対する補助 （令和5年度～）あわせて森林組合管理林道の維持管理に対する補助を実施	H16～
森林整備担い手確保育成対策事業	地域林業従事者の労働安全衛生、福利厚生の充実、林業技術及び技能の向上等の条件整備に対する補助	H16～
森林整備地域活動支援事業	森林施業に必要な森林現況調査、作業歩道等の修繕等を行った団地に対する補助	H16～18
林業・木材産業構造改革事業	森林施業の基礎となる林道開設・改良、地域森林資源調査等の事業を行った森林組合に対する補助	H16～18
高性能林業機械導入事業	効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するため、これに必要な高性能林業機械を導入した森林組合に対する補助	H19～21
森林そ生緊急対策事業	間伐材等の森林資源の活用等を目的に実施する高性能林業機械や木質バイオマス加工流通施設等整備に対する補助	H21～27
【森林整備基金活用事業】 林業経営体育成支援事業	個人の林業者が行うチェーンソー等の機械器具購入費や、認定林業事業者等が使用する高性能林業機械のリース料に対する補助	R3～
林業・木材産業成長産業化促進対策事業	林業事業者が実施する高性能林業機械の導入に対する補助	R4
林業・木材産業循環成長対策事業	林業事業者が実施する高性能林業機械の導入に対する補助	R5

<地元産材の活用促進>

木質ペレット利活用促進事業	木質バイオマス燃料である木質ペレットの普及啓発を図ることを目的とした、ペレットストーブの導入に対する補助	H20～21
西条産材利活用促進事業	西条産材認証制度の証明を受けた西条産材を使用して、新たに木造構造物を建築しようとする者に対する補助	H22～R2
主伐推進緊急再造林対策事業	主伐を段階的に導入することで西条産材の増産を図るためのモデルケースとして、天川寺市有林で主伐・再造林を実施	H27～R2
合板・製材生産性強化対策事業	CLTの製造を見据えた製材施設及び集成材加工施設の整備に対する補助	H28～29
CLT利用促進事業	CLTの利用促進の実施：CLT建築の設計演習、展示会への出展等	H30～R2
【森林整備基金活用事業】 西条産材・CLT活用促進事業	西条産材を活用した木造施設やCLTを活用した施設の建築に対する補助 (令和5年度～)あわせて、CLTの利用促進を実施：CLT建築物のPR、展示会への出展等	R3～
木材産業国際競争力強化対策事業	地域産木材の利用拡大を目指す製材所が行う木材加工流通施設整備に対する補助	R4

<森林の多面的機能維持・回復>

集落防災緊急森林整備事業	人家や集落を災害から防ぐため、間伐施業や伐採木の整理及び風倒木の整理を実施	H17～19
木製ダム調査研究事業	放置森林の活性化及び木材利用の促進を図りながら、災害に強い森林づくりを行うことを目的に実施する木製ダムの設置と継続調査	H18～26
水源の森整備事業	森林の保水力の向上を図り、災害に強い森林を育成するため、各水系の溪流沿いの放置林の間伐を実施（加茂川水系、中山川水系、谷川水系）	H26～R2
森林・山村多面的機能発揮対策事業	森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動に対する補助	H28～
治山事業	荒廃林地内からの土砂流出等により、人家及び農地に被害の及ぶ可能性のある危険箇所における土砂流出防止の谷止工事や下流水路等の整備工事	H30～
【森林整備基金活用事業】 森林経営管理推進事業	森林所有者へ経営管理意向調査を行い、所有者が管理できず林業経営にも適さない森林について、間伐施業による森林整備を実施	R3～

<その他・普及啓発等>

山村集落ふるさとの森整備促進モデル事業	山村の活性化を目的に森林環境保全活動に意欲的な地域に対する補助	H21～23
森林資源利活用促進事業	本市の林業活性化のため、西条産材を活用した製品開発の検討、こどもシェルターの設置、治山治水工事への木材の利活用の検討等	H26
里山自伐型林業推進事業	山林所有者や移住希望者を対象にした、里山再興フォーラムin西条及び里山再興ワークショップin西条の開催	H30
市有林管理費	市有林の適切な管理を図るため間伐等を実施	H16～
【森林整備基金活用事業】 未来へつなぐ森林林業啓発事業	森林の有する公益的機能と、それらをより効果的に発揮させるための森林整備についての理解醸成を図るため、小学校で森林環境と林業について学ぶ授業及び体験活動を実施	R3～

資料：林業振興課

・愛媛の森林基金事業

公益財団法人愛媛の森林基金では、緑の募金活動を推進するとともに、緑の募金を財源として、県下の緑化推進や森林整備を実施しており、本市においても、小学校の緑化活動やアサヒビールの森づくり活動、地域の巨樹名木の保全等、様々な活動を行っている。

2 林業経営の安定化・担い手対策

森林整備を継続的に実施していくためには、林業の中核的担い手である森林組合や林業事業者の育成・強化を図る必要がある。そのため、本市では生産性の向上やコスト低減につながる高性

能林業機械の導入や林業従事者の安定的確保につながる労働環境などの改善に係る事業を支援し、林業の活性化に努めている。

また、認定林業事業体*1や意欲と能力のある林業経営者*2をはじめとする担い手の育成を図るため、市町村森林経営管理事業により、毎年一定の事業量を確保することで、事業体の計画的な採用や設備投資を支援するとともに、新たに担い手になろうとしている事業体に対して必要な支援も実施している。

*1 認定林業事業体 「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（改善計画）を作成し、知事に認定された林業事業体。認定林業事業体には様々な支援措置がある。

*2 意欲と能力のある林業経営者 森林経営管理法第36条に基づき都道府県が公募・公表する民間事業者で、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力と経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有する林業事業体。森林経営管理制度において市町村から森林の経営管理の再委託を受託できる。

3 地元産材の活用促進

伐齢期を迎えた市内の森林資源を有効利用するため、本市では製材所や工務店など建築業者の協力により西条産材認証制度を設けており、西条産材の柱などを使用した住宅等の木造施設又はCLTを使用した施設を新たに建築する場合に補助金を交付することで、市内の建築物における西条産材の活用促進に取り組んでいる。

また、2010（平成22）年5月に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、2011（平成23）年度に「西条市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、公共建築物における木材利用を促進している。

2018（平成30）年度には、全国初の原木からCLT*3の一貫製造を行う㈱サイプレス・スナダヤの工場が市内で稼働したことから、CLTの利用が増加するよう、セミナーや現地研修会、見学会を開催するなど普及・啓発を進めている。代表的なCLT公共建造物として、西条市子育て交流センターここてらすこまつ及び西条市西消防署河北出張所がある。

*3 CLT Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の略称で、直交集成板と呼ばれる。ひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。

4 森林の多面的機能の維持・回復

本市では、合併直前となる2004（平成16）年9月の台風災害により山間部が甚大な被害を受けたことから、木材の地産地消のしくみづくりと都市と森の循環的共存システムを構築し、自然災害に強いまちづくりを目指す「木製都市構想」を掲げた。その一環として、間伐材を活用して「木製ダム」32基を設置し、山地崩壊の防止対策を進めてきた（3編1章1節、10編3章2節も参照）。

また、各水系の渓流沿いの放置林の間伐を実施し、森林の保水力の向上を図り、災害に強い山を作る「水源の森整備事業」や、森林所有者や地域住民等が協力して保全活動を実施する「森林・山村多面的機能発揮対策事業」などにより、森林の多面的機能の維持・回復に努めている。

さらに、森林環境譲与税の導入を契機として、森林所有者への経営管理意向調査を行い、所有者が管理できず林業経営に適さない森林については、行政が主導的に間伐施業による森林整備を実施するなど、長期的な視点からの森林づくりに努めている。

第4節 生産基盤（林道整備）

「森林整備計画」では、林業のための基幹路線について、「自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する」としている。

合併後に取り組んできた林道整備事業の状況は図表8-3-8のとおりである。

図表8-3-8 林道整備事業

事業名	事業内容	実施年度
【市営事業】		
市単独林道開設事業	余野線	H16～17
県単独林道開設事業	白坂黒谷線	H26
国補林道開設事業	峰下影線	H16～23、 H28～
【助成事業】		
県単林道開設事業	峰線(作業道)	H17
県単林道開設事業	(林内作業車道)	H17～18
県単林道開設事業	ショウブ線(作業道)	H18～20
国補林道開設事業	赤滝保野線	H20～21
国補林道開設事業	今宮線	H16～24
国補林道開設事業	戸石天ヶ峠線	H17～22
国補林道開設事業	浦山天川寺線	H18～21
美しい森林づくり基盤整備交付金事業	改良調査、林道改良、林道舗装	H21～22
【県営事業】		
森林基幹林道開設事業	白坂黒谷線	H16～
森林基幹林道開設事業	加茂角野線	H18～22、 H26～29、 R1～

資料：農林土木課

第5節 林業関係団体

合併時、本市には旧西条市、新居浜市の森林を施業区域とする新居森林組合と、旧東予市、旧丹原町、旧小松町域の森林を施業区域とする周桑森林組合が存在していた。

両森林組合は、合併によって生じた市域の一体性と、規模拡大による基盤強化を目的として2008（平成20）年6月に合併し、本市と新居浜市を施業区域とする「いしづち森林組合」が発足

した。同組合は現在、県下で2番目の私有林面積（約44,400ha）を有する森林組合として活動を行っている。2021（令和3）年には、中間貯木場である円山ウッドヤード*5が本市黒瀬に完成し、併設された愛媛県森林組合連合会の市場機能とあわせて、流通経費の削減や直送体制の確立など様々な改革に取り組んでいる。

2024（令和6）年5月末現在で、組合員は2,571人、出資金は2億7,664万円である。提案型集約化施業の推進、搬出間伐、環境保全などを主な事業としている。

*5 円山ウッドヤード 1993（平成5）年に国から旧西条市が譲り受けて整備した円山森林公園について、いしづち森林組合及び愛媛県森林組合連合会から敷地の一部をトラックスケールとウッドヤード（貯木場）用地として賃借したいとの申出があり、2019（令和元）年に使用を許可した。

第6節 災害

台風や梅雨前線等の豪雨により、本市の林道等の基盤施設が毎年のように被害を受けており、速やかにその復旧を図っている。

合併後、風水害による林業施設災害復旧事業の実施状況は図表8-3-9のとおりである。

図表8-3-9 林業施設災害復旧事業

（単位：千円）

災害名・復旧区分	実施内容・個所数等	実施年度	事業費計
林業施設災害復旧事業（市営）			
16年災（国補）	（市内10件）	H16～17	89,607
16年災（市単）	（市内8件、6件）	H16～17	27,263
18年梅雨前線豪雨	市内4路線・実報寺線他	H18	1,838
19年台風4号災	市内2路線・半吉谷線、影無線	H19	4,871
20年8月29日豪雨災（市単）	市内3路線・本谷線、河之内支線、余野線	H20	1,699
21年7月20日豪雨災（国補）	市内5路線・河之内支線、黒谷本線他	H21	2,399
23年台風12号災（国補）	市内4路線・加茂角野線、楠窪余野線ほか	H23～26	65,191
23年台風12号災（市単）	市内4路線・加茂角野線、楠窪余野線ほか	H23～24	4,231
23年台風12号災（国補）	峰下影線	H25～26	12,010
23年台風12号災（市単）	峰下影線	H25	3,630
23年台風12号災（市単、国補）	余野線	H25～26	13,221
25年梅雨前線豪雨災（国補）	楠窪余野線	H25～26	14,465
25年台風17号災（国補）	峰下影線	H25～26	9,342
26年台風11号災（国補）	峰下影線	H26～27	12,887
27年台風11号災（国補）	楠窪余野線、峰下影線	H27～28	8,204
29年台風18号災（国補）	楠窪余野線	H29～30	1,998
29年台風21号災（国補）	楠窪余野線	H29～30	3,064
30年7月豪雨災（国補）	黒谷本線、白坂黒谷線	H30～R1	8,701
30年台風24号災（国補）	加茂角野線、峰下影線	H30～	134,695
30年台風24号災（国補）	万護寺線	H30～R1	1,685
29年台風21号災（国補）	相之谷高月線	H30～R1	9,323
30年7月豪雨災（国補）	峰下影線	R1～3	8,571

林業施設災害復旧事業（助成）

16年災（市単）	新居、周桑森林組合・13件	H16	13,298
17年台風14号災	新居、周桑森林組合・26件、3路線	H17～18	73,508
19年台風4号災（国補）	新居、周桑森林組合・2か所	H19	2,047
19年台風4号災（市単）	新居、周桑森林組合・32か所	H19	6,318
20年8月29日豪雨災（市単）	いしづち森林組合・6路線	H20	4,952
23年台風2号（国補）	いしづち森林組合・3か所	H23～24	26,262
23年台風12号災（市単）	いしづち森林組合・1か所（ナゴエ線）	H23～24	905
23年台風2号（国補）	いしづち森林組合・1か所（ナゴエ線）	H25～26	9,152
25年台風17号災（国補）	森林組合等・1か所（ナゴエ線）	H25～26	25,950
26年台風11号災（市単）	森林組合等・13か所	H26	4,000
26年台風19号災（市単）	森林組合等・3か所	H26	1,000
27年台風11号災（市単）	森林組合等・10か所	H27	3,410
27年秋雨前線災（市単）	いしづち森林組合・6か所	H27	1,750
27年台風11号災（国補）	いしづち森林組合・3か所	H27～28	40,573
28年台風16号災（市単）	いしづち森林組合・16か所	H28	6,020
29年台風18号災（市単）	いしづち森林組合・8路線	H29	7,926
29年台風18号災（国補）	いしづち森林組合・2路線	H29	23,100
30年台風24号災（市単）	いしづち森林組合・10路線	H30	10,876
R4年台風14号災（国補）	いしづち森林組合・1路線	R4～5	5,060
R6年台風10号災（国補）	いしづち森林組合・1路線	R6～	32,449

資料：農林土木課

第7節 有害鳥獣

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラスなどの野生鳥獣による農作物への被害は、合併前から増加傾向にあったが、近年では中山間地域や里山だけでなく住宅地にも出没しており深刻な問題となっている。

本市では、有害鳥獣対策事業をはじめ各種事業を実施し、侵入防止柵の設置など農林業者向けの被害防止対策支援や、有害鳥獣の捕獲を担う猟友会の育成・支援に努めており、2010（平成22）年度から3年毎に、3か年を計画期間とする「西条市鳥獣被害防止計画」を策定し、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カラスを対象鳥獣として、被害軽減や捕獲頭羽数の目標等を定め、被害防止対策と鳥獣生息数の適正管理を計画的に進めている。

また、2016・2017（平成28・29）年には、ICT機器を使って遠隔監視・遠隔操作ができる大型箱わな1基を設置してイノシシの捕獲を実施し、総務省行政評価局から発表された事例集「鳥獣被害対策に関する実態調査－ICTを活用した対策の条件整備を中心として－」に掲載された。

これまでに実施してきた主要な有害鳥獣対策関係の事業は図表8-3-10、有害鳥獣捕獲頭数等の推移は図表8-3-11のとおりである。

図表8-3-10 主要な有害鳥獣対策関係の事業

事業名	内容	実施年度
有害鳥獣対策事業	鳥獣による農林水産業等に係る被害を食い止めることを目的に有害鳥獣の捕獲を実施した猟友会や電気柵等を設置した者に対する補助	H16～
鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣被害防止対策に関する取組を実施した西条市鳥獣被害防止対策協議会に対する補助	H22～
有害鳥獣捕獲隊支援事業	有害鳥獣の捕獲を担う猟業者が高齢化し減少傾向にある中、狩猟者の組織化を図ることを目的に行う狩猟免許の更新手数料等に対する補助	H26～R3
ニホンジカ森林被害防止対策事業	ニホンジカによる森林被害が拡大している中、個体数の調整を推進するため、狩猟期間中に捕獲した実績に応じた各猟友会への補助（令和3年度から有害鳥獣対策事業に統合して継続実施）	H26～R2
鳥獣害防止施設整備事業	農作物被害を防止するための被害防止施設の整備等を行った認定農業者に対する補助	H26、R3
有害鳥獣緊急捕獲事業	鳥獣による農林水産業等に係る被害を緊急に防止するための有害鳥獣捕獲に対する上乗せ補助	H28～29、R3～4
有害鳥獣連携防除事業	集落に即した鳥獣被害防止対策を確立することを基本に、関係機関が連携して被害防止対策を講じる各種取組	H28～30
【森林整備基金活用事業】 石鎚山系ニホンジカ被害防止対策事業	石鎚山系奥山でニホンジカの調査や捕獲を実施し、効果的な捕獲方法等の検証を行う。 委 託 先：特定非営利活動法人西条自然学校	R3～6

資料：林業振興課

図表8-3-11 有害鳥獣捕獲頭数等の推移

区分 / 年度		H16	H21	H26	R1	R6
捕獲 頭数 (頭)	イノシシ	111	94	185	293	561
	ニホンジカ	15	40	86	208	396
	ニホンザル		5	50	122	188
	計	126	139	321	623	1,145
捕獲 羽数 (羽)	カラス	292	176	168	622	324
	ハト	150	397	90		6
	計	442	573	258	622	330
捕獲頭羽数計		568	712	579	1,245	1,475

資料：林業振興課（事務報告書・一）
有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除事業）

第4章 水産業

第1節 水産行政の経緯

1 水産業をめぐる課題と国の動き

我が国の漁業生産量は、1984（昭和59）年の1,282万tをピークとして長期的な減少傾向にあり、2022（令和4）年は392万tとピーク時の3分の1以下にまで落ち込んでいる。漁業就業者の数も、2003（平成15）年の23.8万人から2022（令和4）年は12.3万人とほぼ半減している[1]。2022（令和4）の平均年齢は56.4歳で、今後は高齢者の引退に伴い漁業就業者数が更に減少すると予測されている[2]。また、日本近海の海水温は100年間で1.33℃上昇しており、気候変動に伴う海洋生物の分布域の変化等によって、サンマ、サケ、スルメイカなどの不漁が深刻化している[3]。

こうした水産業をめぐる様々な課題を背景に、国では「水産政策の改革」の柱として漁業法等を約70年ぶりに大改正した。同法は2018（平成30）年12月に公布、2020（令和2）年12月に施行された。科学的な調査・評価に基づく新しい資源管理によって、中長期的に水産資源を維持・回復させ、水産業の成長産業化を図ろうとするものである。

<出典>

[1]「令和6年度水産白書」水産庁

[2]「漁業センサス」（2003年、2008年、2013年）及び「漁業構造動態調査」（令和元年以降）農林水産省

[3]「海面水温の長期変化傾向（日本近海）」2025年3月5日 気象庁発表

2 本市の水産業の現状

本市域の水産業は、合併以前から刺網や小型底びき網漁業を主体とした多種多様な魚介類の水揚げと、広い干潟を活用した海面養殖を行ってきた。

合併により、燧灘の沿岸域と県内最大の干潟域を一体的に有することとなり、この豊かな漁場を活用した水産業の活性化が期待されている。

しかし、一方で、水産資源の減少や漁業従事者の高齢化、後継者不足など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。これに加えて、魚価の低迷、水産加工施設の未整備といった問題などから、近年では、産業としての落ち込みが顕著となっており、積極的な振興策が必要となっている。

第2節 漁業経営の状況・生産状況

漁業経営体数及び就業者の推移は、図表8-4-1及び8-4-2のとおりである。

合併直前の調査時から2018（平成30）年までの15年間で約3分の1にまで大幅に減少し、高齢化も進んでおり、後継者不足への対策が大きな課題となっている。

図表8-4-1 漁業経営体数の推移

(単位：経営体)

経営組織 地区 / 年度	H15	H20	H25	H30	R5
総数	318	233	187	113	90
旧西条市	183	134	104	72	56
旧東予市	135	99	83	41	34
個人	308	226	179	109	86
西条地区	179	130	100	71	55
東予地区	129	96	79	38	31
会社	7	5	6	4	4
西条地区	2	2	2	1	1
東予地区	5	3	4	3	3
共同経営	3	2	2	-	-
西条地区	2	2	2	-	-
東予地区	1	-	-	-	-

資料：漁業センサス

図表8-4-2 漁業就業者数の推移

(単位：人)

経営組織 地区 / 年度	H15	H20	H25	H30	R5	
世帯員数	総数	855	662	483	288	142
	男	426	337	252	155	90
	女	429	325	231	133	52
漁業就業者数	総数	444	347	272	168	121
	15～29歳	15	11	8	6	6
	30～59歳	151	100	88	60	43
	60歳以上	278	236	176	102	72
	男	327	278	225	-	112
女	117	69	47	-	9	

資料：漁業センサス

また、図表8-4-3～8-4-5で示すように、漁獲量についても大幅な減少が続いている。水産資源の確保と漁場環境の保全に早急に取り組んでいく必要がある。

図表8-4-3 漁業種類別漁獲量の推移

(単位：t)

区分/年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
底びき網	796	710	870	819	742	752	726	705	646	580	477	482	476	505	489
船びき網	388	470	x	514	x	x	x	x	x	x	x	x	131	-	-
刺網	399	325	363	268	156	161	141	125	124	105	243	372	195	198	169
定置網	88	x	39	35	37	29	29	29	28	27	x	x	x	x	x
その他網	0	x	x	0	0	0	0	0	x	x	x	x	x	x	x
はえ縄	1	-	x	1	x	x	1	1	1	1	0	-	-	x	x
はえ縄以外の釣	3	2	2	2	2	2	x	x	1	1	1	0	0	0	0
採貝・採藻	41	x	1	4	40	35	37	27	27	21	20	32	11	8	4
その他	10	10	4	7	x	6	7	14	14	10	5	3	1	1	1
漁獲量計	1,726	1,569	1,806	1,651	1,238	1,233	1,157	1,216	1,091	1,036	1,045	1,294	819	715	665

資料：農林水産省・海面漁業生産統計調査(H30まで)

Xはデータ非公表、-はデータなし

図表8-4-4 魚種別漁獲量の推移

(単位：t)

区分/年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
魚類計	1,218	1,155	1,355	1,224	777	802	722	752	651	636	674	923	478	403	359
えび類計	212	188	205	160	152	142	136	154	130	118	118	130	127	114	114
かに類計	84	89	96	94	90	77	74	101	113	104	94	72	54	46	70
貝類計	51	21	28	34	29	38	33	46	35	33	18	18	22	27	13
いか類計	77	62	50	60	57	53	57	53	48	45	51	57	75	69	58
たこ類	27	25	20	15	28	19	23	18	19	16	15	16	17	15	13
その他水産動物類	56	30	52	65	66	68	77	71	68	63	54	46	36	33	34
海藻類	0	0	0	0	38	33	35	21	26	20	20	32	10	8	3
漁獲量計	1,726	1,569	1,806	1,651	1,238	1,233	1,157	1,216	1,091	1,036	1,045	1,294	819	715	665

資料：農林水産省・海面漁業生産統計調査(H30まで)

Xはデータ非公表、-はデータなし

図表8-4-5 養殖魚種別漁獲量の推移

(単位：t)

区分 / 年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
くるまえば	4	4	4	4	4	4	x	-	-	-	-	-
板のり	939	820	713	389	777	700	830	x	x	x	545	423
ばらのり	2,899	3,521	3,203	1,106	2,007	2,106	3,710	x	x	x	x	1,419
収穫量計	3,841	4,345	3,921	1,499	2,788	2,811	x	2,698	1,926	1,785	x	1,843

資料：農林水産省・海面漁業生産統計調査(H30まで)

Xはデータ非公表、-はデータなし

第3節 水産振興

1 漁業支援策

漁業従事者、漁獲量とも減少が続く中、残された漁業経営者の安定化を図るためには、共同利用施設の整備や漁船・漁具等の近代化を促進するとともに、漁業後継者を育成し、加工・販売活動、高付加価値化による水産物の地域ブランド産品を推進するなど、水産業環境を活性化する必要があります。

また、魚食普及活動や観光と連携した取組を行うなど、市民が水産業に関心を持つ機会も創出していかなければならない。

さらに、水産資源についても、魚介類の種苗放流の継続実施や、藻場づくり、海苔養殖技術向上により漁獲量・収穫量などの回復を図る必要がある。

本市では、これらの課題や目標に対する取組や支援策を各漁業協同組合と協議しながら進めてきた。

合併以降、実施してきた主要な事業は図表8-4-6のとおりである。

図表8-4-6 合併後の主要漁業支援策

NO	事業名	内容	実施年度
【市営事業】			
1	漁業経営構造改善事業	築いそ整備	～H20
2	漁港整備事業	河原津漁港 北物揚場築造、南防波堤築造ほか	H6～22
	漁港施設ストックマネジメント事業	河原津漁港 北防波堤ほか	H23～R5
	漁港施設改修事業	河原津漁港 道路維持補修、航路浚渫ほか	H23～24
	海岸保全施設整備事業	河原津漁港 長寿命化計画策定	H30
3	漁港整備事業	木製漁礁設置 20基	H17
4	入網ごみ処分事業	漁業活動中に回収された海上漂流物及び海底堆積物処分	H29～30
5	旧愛媛県水産試験場購入事業	旧愛媛県水産試験場購入	H24
6	水産資源育成事業 (クルマエビ種苗中間育成放流事業)	クルマエビ種苗、ガザミ、アコウ放流	～継続
【ソフト事業助成】			
1	アサリ種苗放流事業	西条地先沖：西条市水産振興対策協議会	～H30
	アサリ種苗放流事業	東予地先沖：東予地域漁業協同組合連合協議会	H17～R4
	ガザミ種苗放流事業	西条地先沖：西条市水産振興対策協議会	～継続
	ガザミ種苗放流事業	東予地先沖：東予地域漁業協同組合連合協議会	H17～継続
	クルマエビ種苗放流事業	東予地先沖：東予地域漁業協同組合連合協議会	H17～継続
	バカガイ種苗放流事業	西条地先沖：西条市水産振興対策協議会	～H28
	ハマグリ種苗放流事業	西条地先沖：西条市水産振興対策協議会	～H30
	ヒラメ種苗放流事業	西条地先沖：西条市水産振興対策協議会	～継続
	ヒラメ種苗放流事業	東予地先沖：東予地域漁業協同組合連合協議会	～継続
2	抱卵ガザミ種苗放流事業	西条地先沖再放流：西条市水産振興対策協議会	～継続
	抱卵ガザミ種苗放流事業	東予地先沖再放流：東予地域漁業協同組合連合協議会	～継続
3	漁業清掃事業	西条地先漁場：西条市水産振興対策協議会	～継続
	漁業清掃事業	東予地先漁場：東予地域漁業協同組合連合協議会	～継続
	漁業整備事業	東予地先漁場：東予地域漁業協同組合連合協議会	H17
4	魚食育普及事業	西条市水産振興対策協議会	H30～継続
5	藻場づくり活動推進事業	東予青年漁業者連絡協議会	H19～24
6	アサリ養殖事業	西条地先：西条市水産振興対策協議会	H27～28
		東予地先：東予地域漁業協同組合連合協議会	H27～30
7	水産多面的機能発揮対策事業	愛媛県里海づくり活動地域協議会（西条市内5団体）	H28～継続
8	特産品開発研究事業	壬生川ガザミのブランド化：壬生川漁業協同組合	H27
9	水産物販路開拓事業	西条市水産振興対策協議会	H29
	水産物販路開拓事業	東予地域漁業協同組合連合協議会	H29～R1
10	漁協婦人部活動事業	壬生川漁業協同組合婦人部	H17
	漁協婦人部活動事業	西条漁業協同組合婦人部	H18
11	青年漁業者活動事業	東予青年漁業者連絡協議会	～継続
	青年漁業者活動事業	西条市のうち漁協青年部協議会	～継続
12	新規漁業就業者定着促進事業	漁船取得や燃料代等の経費助成：壬生川漁業協同組合	R1～5
13	立て干し網事業	立て干し網事業助成：東予地域漁業協同組合連合協議会	H13～26
14	魚まつり事業	魚まつり事業助成：東予地域漁業協同組合連合協議会	～H29

【内水面漁協への助成】

1	内水面種苗放流事業	加茂川漁業協同組合	～継続
	内水面種苗放流事業	中山川漁業協同組合	～継続
	内水面種苗放流事業	大曲川漁業協同組合	～H20

【ハード整備助成】

1	ホイストクレーン整備事業(補修・更新)	西条市水産振興対策協議会	H17～19
2	発砲スチロール減容処理装置整備事業	発砲スチロール減容処理装置(処理能力10kg/時) ：西条市水産振興対策協議会	H19
3	上架施設整備事業	東予地域漁業協同組合連合協議会	H18
4	冷凍冷蔵庫施設整備事業	冷凍冷蔵庫施設改修：東予地域漁業協同組合連合協議会	H18
5	製氷機修繕事業	東予地域漁業協同組合連合協議会	H21
6	荷捌施設事業	荷捌施設整備：東予地域漁業協同組合連合協議会	H25
7	漁業振興対策事業	船揚場上架施設設置：西条市水産振興対策協議会	H26
8	漁業振興対策事業	乾海苔共同加工施設機器更新：西条市水産振興対策協議会	H27
9	壬生川小型船だまり製氷・冷凍機	東予地域漁業協同組合連合協議会	H28

【利子補給】

1	漁業近代化資金	(利子補給)	～継続
2	漁業協同化資金	(利子補給)	～継続

資料：農水振興課、太字は合併後の新規事業

2 観光との連携・立て干し網

伝統漁法による地域振興や漁業振興、自然環境との触れ合いなどを目的として、旧東予市では河原津遠浅海岸で2001(平成13)年度から立て干し網事業を行ってきた。合併後も東予地域漁業協同組合連合協議会が継続して実施し、市も支援をすることで、遠浅の海に設置された網の中で魚つかみや潮干狩りが楽しめる水産業イベントとして人気を集めていた。

最盛期には、市内外から約8千人から1万人の参加者があり、市内最大級のイベントとして活況を呈した。しかし、2008(平成20)年頃からアカエイの増加や自然環境の変化により来場者の安全確保上の問題が生じたため、2014(平成26)年度をもって、当面の間休止となった。

今後は水産振興や漁業体験など観光に関わる代替事業を検討している。

第4節 生産基盤

旧東予市の河原津漁港は、第2種漁港*1として県内の拠点漁港としての役割を果たしてきた。老朽化が進んでいたこともあり1994(平成6)年度から河原津漁港の改修に着手し、合併後も継続して実施することで2010(平成22)年度に整備事業が完了した。その後も、泊地の整備や長寿命化事業などを順次実施することで施設の延命化を図っている。

その他の漁船などの施設については、係留域が港湾区域内に位置することから、県営事業により壬生川地区と西条地区の2か所で小型船だまり施設の整備を進めている。

*1 第2種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とする第1種漁港より大きく、利用範囲が全国に及ぶ第3種漁港に属さないもの。

第5節 漁業関係団体

漁業協同組合（以下「漁協」）に関しては、合併時、沿岸漁協として旧西条市に3漁協（西条、西条市ひうち、西条市禎瑞）、旧東予市に4漁協（壬生川、河原津、多賀、吉井）の計7漁協が存在していた。

2009（平成21）年4月に西条漁協と禎瑞漁協が合併して西条市漁協となり、同年5月には多賀漁協と吉井漁協が解散したことから、その後は市内4漁協が活動してきた。

2020（令和2）年4月に、県内43漁協が合併し、「愛媛県漁協」（JFえひめ）が発足した。本市の4漁協もこれに属することとなり、現在は、各漁協が県漁協の支所として活動を行っている。

内水面漁協としては、合併時、市内に3漁協（加茂川、中山川、大曲川）が存在していた。2009（平成21）年7月に大曲川漁協が解散し、現在は2漁協がアユ漁、アマゴ漁などの活動を行っている。

第6節 中予水産試験場・東予分場の廃止

愛媛県中予水産試験場・東予分場は、1975（昭和50）年から、旧東予市河原津の干拓地で魚介類の増・養殖技術の開発や資源管理などの試験・研究を行ってきた。合併後も同地で研究が続けられていたが、県の試験研究機関の再編に伴い、2008（平成20）年3月で廃止となった。

本市では、分場跡を水産業の振興研究施設として利用することを計画し、2008（平成20）年4月に県から無償貸付を受けた。その後、アマモの研究や干物製造などに使用し、更なる活用を検討するため、2012（平成24）年度に県から購入した。

その後、陸上養殖施設や水産養殖等研究施設としての活用方策を検討し、効果的な活用を模索している。

第5章 商工業

第1節 商工業行政の経緯

1 商工業をめぐる政策の歩みと本市

バブル崩壊後、デフレ不況が続く中、国は産業支援政策として、1995（平成7）年制定の事業革新法による過剰設備の処理や事業転換の促進、1998（平成10）年の地球温暖化対策推進法に基づく再生可能エネルギーの研究開発や低炭素投資の促進、1999（平成11）年の産業活力再生特別措置法による創業・新規事業の開拓支援や研究活動支援、ゼロ金利政策・マイナス金利政策による投資や輸出の促進、2013（平成25）年の産業競争力強化法による規制改革の推進や中小企業の再生支援などを進めてきた。

商業振興に関しては、2006（平成18）年の改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地の商業施設や商店街等への補助、2009（平成21）年施行の地域商店街活性化法に基づく商店街支援、2010（平成22）年創設の中小小売商業振興法の認定に基づく高度化資金助成制度などがある。

本市は合併によって、古くから工業用地として開発されてきた旧西条市・旧東予市の海岸部が一体となり、県内随一の工業都市となった。また、商業については、2004（平成16）年の時点で、事業所数では県内市町で5番目、年間商品販売額は6番目であった。

2007（平成19）年3月に策定した第1期総合計画では、工業の振興策として、企業誘致・産業集積の推進、中小企業の振興、地場・伝統産業の振興を、商業の振興策として、商店街の環境づくり、経営基盤の強化、中心市街地の活性化、商工会議所・商工会との連携強化を掲げ、その推進に当たってきた。

2015（平成27）年3月策定の第2期総合計画では、企業活動の活性化（ものづくり産業の振興）、商業の振興、新規産業の創出を基本構想に掲げ、具体的な事業を進めてきた。

2 商業の状況

本市における小売業、卸売業関係数値の推移は、図表8-5-1のとおりである。

図表8-5-1 商業事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

調査実施年	H16	H19	H24	H26	H28	R3	R3-H16	増減率
事業所数（所）	1,526	1,371	991	916	1,014	922	▲604	▲39.6%
卸売業計	248	230	196	192	205	191	▲57	▲23.0%
小売業計	1,278	1,141	795	724	809	731	▲547	▲42.8%
従業員数（人）	7,829	7,570	5,643	6,042	7,177	6,213	▲1,616	▲20.6%
卸売業計	1,731	1,522	1,196	1,159	1,436	1,090	▲641	▲37.0%
小売業計	6,098	6,048	4,447	4,883	5,741	5,123	▲975	▲16.0%
年間商品販売額（億円）	1,661	1,626	1,459	1,517	1,784	1,687	26	1.6%
卸売業計	772	671	683	633	725	656	▲117	▲15.1%
小売業計	889	954	776	885	1,059	1,032	143	16.1%
売場面積・小売業（㎡）	151,504	180,703	155,061	157,863	166,235	162,023	10,519	6.9%

資料：商業統計調査（H16, H19, H26）、経済センサス（H24, H28, R3）

統計によると2004（平成16）年の商業事業所数は1,526所、従業者数は7,829人、年間商品販売額は約1,661億円であった。

2021（令和3）年の商業事業所数は922所で約40%も減少している。一方、従業員数も6,213人で約20%減少しているが、年間商品販売額は約1,687億円と1.6%増加しており、小売業の売場面積総数も増加している。市内で零細店舗が減少し、店舗の大型化が進んでいるといえる。

また、商業エリアにも変化が見えている。旧市町中心部などにある商店街が低迷する一方、高速道路の延伸やそのバイパスとなる道路や街路の整備などにより、その周辺にロードサイド型店舗が出店し、ここ20年で商業の中心地が変化してきた。

従来の商店街が伸び悩み、中小の店舗が減少する中、ロードサイドを中心に、大型スーパーマーケットやドラッグストアをはじめ、ホームセンター、電気店などの大型店舗が多く出店しており、市内での大型店舗の競合が激化している状況にあるといえる。

3 工業の状況

本市における、製造業関係数値の推移は、図表8-5-2のとおりである。

図表8-5-2 工業事業所数・従業員数・製品出荷額等の推移

調査実施年	H16	H18	H20	H24	H28	R3	R4	R5	R5-H16	増減率
事業所数*1 (所)	292	280	285	282	258	240	304	305	13	4.5%
従業者数 (人)	10,543	11,155	11,058	10,444	8,737	9,226	9,444	9,849	▲694	▲6.6%
現金給与総額 (億円)	482	499	512	486	351	435	440	470	▲12	▲2.4%
原材料使用額等 (億円)	4,142	5,542	7,321	6,838	7,201	5,719	8,327	8,941	4,799	115.9%
製造品出荷額等 (億円)	6,519	7,839	8,510	8,877	9,633	7,272	10,343	11,643	5,124	78.6%
粗付加価値額*2 (億円)	2,069	2,043	998	1,798	2,167	1,345	1,775	2,425	357	17.3%
製造品出荷額等の四国内順位	1	1	3	3	1	2	3	2	/	

資料：経済産業省「経済構造実態調査」（R4、R5）、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（H24、H28、R3）、経済産業省「工業統計調査」（H16、H18、H20）

*1 事業所数、従業者数は12月31日現在、H28年以降は6月1日現在の数値

工業統計調査は、R4から経済構造実態調査に包摂され、製造業事業所調査として実施されている

経済構造実態調査（製造業事業所調査）は、個人経営を除く全ての事業所を集計しているが、工業統計調査については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の事業所を調査対象として集計している

*2 従業者数29人以下は粗付加価値額、30人以上は付加価値額

本市は四国屈指の工業集積地であり、合併前から製造業を中心に発展し、臨海部を中心に非鉄、電子部品、鉄鋼、機械、飲料、金属、輸送用機械などの企業が立地している。

製造品出荷額等は、合併直後の2004（平成16）年に約6,519億円であったが、その後、上昇と下降を繰り返し約7,000～9,000億円で推移する中、直近2023（令和5）年の調査では、約1兆1,643億円と過去最高額を記録している。

一方、粗付加価値額については、合併後、上昇と下降を繰り返しながら、おおむね横ばいで推移しており、直近の2023（令和5）年の調査でも上昇は限定的な状況となっている。

また、国際的な競争激化や産業構造の変化などによる生産施設の海外移転や、国内生産拠点の集約・再編などの影響もあり、市内の主要企業が本市から撤退するなど、製造業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるといえる。

第2節 経営支援・事業創出

1 経営支援・事業創出、補助・融資支援など

「地域活力の源泉は産業にあり」という理念の下、本市では、旧西条市が合併前の1999（平成11）年に整備した西条市産業情報支援センターを拠点に、第三セクターの㈱西条産業情報支援センター（S I C S）を実行部門として、企業活動に関する各種産業支援施策を実施してきた。地域産業の活性化への取組が評価され、同センターは、2016（平成28）年に第5回地域産業支援プログラム表彰（イノベーションネットアワード2016）において農林水産大臣賞を受賞した。

現在、同センターは公共施設再編に伴い2022（令和4）年7月に整備した「ひと・夢・未来創造拠点複合施設」（S A I J O B A S E）に活動拠点を移したが、引き続き、市内事業所の大多数を占める中小企業の人材育成・確保、経営基盤の強化等に関わる各種支援策を実施している。

S A I J O B A S Eには同センターのほか、西条市市民活動支援センターや移住相談窓口などを配置しており、市民の様々なチャレンジ、イノベーション、雇用のバックアップを行っている。S A I J O B A S Eは、西条市交流チャレンジ推進グループ（㈱西条産業情報支援センター・NPO法人西条まちづくり応援団・㈱ハートネットワーク）が管理・運営を行っている。

本市が、ここ20年間で行ってきた経営支援・事業創出、補助・融資支援等に関する主な事業は図表8-5-3のとおりである。

図表8-5-3 経営支援・事業創出、補助・融資支援等に関する事業

【経営支援・事業創出】

事業名	内容	年度
中小企業ビジネスアドバイザー運営事業	相談業務の実施、相談依頼企業への派遣	H16
地域産業活性化コーディネーター運営事業	コーディネーターを設置（H17.4～H20.5）	H17～20
地域中小企業等総合支援事業（アドバイザー等設置）	コーディネーター、アドバイザー等を設置し相談支援活動等を実施	H23～
地域産業活性化推進事業/活性化セミナー開催事業	セミナーの開催等（平成26年度からは、創業支援事業計画に基づく創業支援事業に移行）	H16～25
創業支援事業計画に基づく創業支援事業	関係機関との連携による相談窓口の開設、企業支援セミナーの開催、個別相談等の実施	H26～
企業情報データベース高度化事業	地域企業情報を集約するデータベースのシステム構築	H16～17
市内中小企業等ニーズ調査事業	上記データベースのデータ補完更新のための調査（新緊急地域雇用対策事業の活用）	H16
企業情報発信事業	上記データベースの情報発信（平成23年度からは、地域中小企業等総合支援事業で実施）	H18～22
次世代ものづくり都市構築事業（ニーズ調査等）	ものづくり企業ニーズ調査、企業間マッチングの推進、知財塾開催等	H22～23
ものづくり企業連携促進事業	先進的ものづくり中小企業の視察	H22
地域産業資源を活用した新産業創出促進事業	CLTや水素エネルギー等を活用した新事業開発などに対する起業支援等（コーディネーター、アドバイザーの設置ほか）	H28～30
中小企業シーズマッチング事業	ものづくり技術シーズ展示会の開催（新居浜・西条地域、新居浜市と連携）	H28～30
中小企業カイゼン支援事業	現場改善の個別指導、改善に取り組む企業へのフォロー	H29～R2
西条知財塾開催事業	知財塾の開催	H22～23
知財先進都市支援事業（検証調査）	ものづくり中小企業の現状、実態、強み等のヒアリング調査と検証	H23～24

【補助・融資】

事業名	内容	年度
国際標準規格認証取得支援補助金（ISO）	ISO取得に要する経費への補助	H17～18
知的財産権取得支援事業	特許権取得経費等に対する補助	H20～26
新事業開発支援事業	新技術の導入や新製品の開発等の取組に対する補助 （地域総合整備財団事業の活用）	H24
ものづくり中小企業競争力強化支援事業	新事業展開や販路開拓、人材育成等の取組に対する補助 （H28年度以降は、地域産業競争力強化支援事業へ移行）	H25～27
創業・新事業等創出促進事業	創業や新商品・新サービスの開発、新たな販路開拓等に対する取組に対する補助	H27
地域産業競争力強化支援事業	新事業展開や販路開拓、人材育成等の取組に対する補助	H28～
中小企業振興資金融資（預託）	市内金融機関への融資資金の預託	H16～
中小企業火災特別資金融資（預託）	市内金融機関への融資資金の預託	H16～17
中小企業台風21号災害対策特別融資（預託）	H16年台風21号に起因する特別融資資金の預託	H17～21
中小企業資金融資保証料補助金	期日までに完済した市融資資金に対する信用保証料相当額の補助	H17～
愛媛県信用保証協会信用保証料補給金	市融資資金で信用保証率の引き下げを行う愛媛県信用保証協会に対する減収額補給	H17～
セーフティネット保証制度認定	セーフティネット保証対象要件の事実認定事務	H20～
経営安定化資金信用保証料補助金【コロナ対策】	中小企業者に対する同保証料相当額の補助	R2
経営安定化資金信用保証料補給金【コロナ対策】	愛媛県信用保証協会に対する同保証料相当額の補給	R2
経営安定化資金利子補給金【コロナ対策】	金融機関等に対する同資金の利子補給	R2～
資金利子補給金【コロナ対策】	金融機関に対するコロナ関連県融資資金の利子補給	R2～6
利子補給基金設置・運用【コロナ対策】	利子補給の基金運用	R2～

【産業情報支援センター】

事業名	内容	年度
管理運営	産業情報支援センターの管理運営（平成18年度から指定管理者制度を導入、令和4年7月からは「SAIJO BASE」内で活動）	H16～
産業情報支援センター別館整備事業	同一敷地内の旧西条市社会福祉センターをインキュベータ室、SOHO支援室等に転用・整備	H17

資料：産業振興課

2 市場開拓

地域産業における「稼ぐ力」の強化を図るためには、新たな事業展開や国内外における市場開拓などに積極的に取り組み、競争力を高めていくことが必要である。本市では、国内の都市部で開催される大型展示会への出展や海外進出、域外企業とのマッチングなどに意欲のある中小企業に対して各種支援を実施している（海外との交流については、第2編第9章 国際交流も参照）。

これまで実施してきた主な事業は、図表8-5-4のとおりである。

図表8-5-4 市場開拓の主な事業

事業名	内容	年度
新市場開拓支援事業	コーディネーター、アドバイザーの設置	H26～30
東予地域モノづくり支援セミナー	大手企業や中小製造業に関する情報のセミナーを開催 (東予地方局、中小企業基盤整備機構四国本部と共催)	H26
技術展示会出展事業	都市部開催の大規模展示商談会に愛媛県ブースで出展する 中小製造業者への支援(愛媛県、新居浜市と連携)	H26～R3
海外販路開拓セミナー/海外ビジネス研究会	ベトナム国の情報に関するセミナーの開催(ジェトロ愛媛と共催)	H27～30
地域間交流支援事前調査事業	ベトナム国を対象とした海外進出の可能性調査(ジェトロと連携)	H26
ベトナムビジネスサポートデスク設置事業	西条市サポートデスクの現地設置、情報収集・提供、支援等	H27～30
海外展開支援事業	ベトナムへの海外展開希望の中小企業に対する現地支援	R1
台湾産業交流推進事業(ビジネスマッチング)	台湾へのビジネス展開に対するニーズ調査、交流部会の運営、 ビジネスマッチングの実施等	R3～5

資料：産業振興課

第3節 人材育成・起業支援

人口減少により地域産業が閉塞化する中、将来の地域活力を維持・増進していくためには、地域産業を支える人材を育成し、新たなビジネスを生み出す起業家を支援することが必要である。

こうした考えから、本市では合併前の西条市で取り組んできた事業を引き継ぎ、時代のニーズに応じて変化させながら、人材育成と企業支援を実施してきた。

本市が、ここ20年間でやってきた人材育成・起業支援に関する主な事業は図表8-5-5のとおりである。

図表8-5-5 人材育成・起業支援の主な事業

事業名	内容	年度
西条柱塾開催事業	起業志望の少人数グループによる実践研修 (H20年度以降は、西条経営者塾開催事業へ移行)	H16～19
西条経営者塾開催事業	意識改革や顧客目線、課題解決力を目的とした少人数 グループによる実践型経営者塾の開催	H20～24
創業意識喚起事業	小学生、高校生、女性を対象とした起業教育研修の実施 (H18年度以降は、起業家マインド醸成事業に移行)	H16～17
起業家マインド醸成事業 女性チャレンジスクール	小学生から社会人まで幅広い層を対象とした各種起業 教育研修の実施(一部、女性を対象として実施)	H18～29
次世代(ものづくり)産業 人材育成事業	ものづくり人材育成を目的に小学生から高校生等までを対象と した各種次世代人材育成体験プログラムの実施等。 (H22年度までは起業家マインド醸成事業として、平成23年度 からは次世代産業人材育成事業として実施)	H23～
JAXA宇宙飛行士等による記念講演事業	ものづくり人材育成を目的に実施(合併10周年記念事業)	H26
工場管理者養成研修 【東予ものづくり3市連携推進協議会】	東予東部圏域(西条市・新居浜市・四国中央市)における ものづくり産業の持続的な発展に資するため、同圏域内企業の 工場管理者及びその候補者を対象とした、効率的な工場管理・ 運営手法習得に関する研修の実施	H29～
ローカルベンチャー誘致・育成事業	地域おこし協力隊制度を活用した地域資源活用等による 起業家の誘致・育成・起業支援	H29～R4

資料：産業振興課

第4節 企業立地

本市では、2016（平成28）年に売却の完了した「東予インダストリアルパーク」や、1995（平成7）年に埋立工事を完了した「東ひうち」（1号地）などの工業用地を有している。

地域内への企業誘致を進めるため2005（平成17）年3月に「西条市企業立地促進条例」を制定した。その後も更新を続けて、企業誘致や新規事業創出、雇用促進、工業用水利用促進、脱炭素取組促進などに企業立地促進奨励金を交付するなど企業の誘致策を進めてきた。

また、海外を含めた企業の誘致競争が激化し企業流出が懸念されるようになってからは、設備投資や操業環境の向上、事業継続などにも対象を広げ、立地企業の留置対策に努めてきた。

これまでの企業立地促進の主な事業は図表8-5-6、企業立地促進奨励金の交付状況は図表8-5-7のとおりである。

図表8-5-6 企業立地促進の主な事業

事業名	内容	年度
企業立地促進奨励金ほか	企業の立地奨励金の交付（新設、増設、移転）	H18～
立地企業操業環境整備支援事業	工業専用地域内企業の操業環境向上を目的として実施する経費の交付（道路整備・補修に要する経費）	H17

資料：産業振興課

図表8-5-7 企業立地促進奨励金交付状況

（単位：社、百万円）

項目 / 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
交付企業数		6	11	12	8	8	4	12	16	16
交付金額		57	43	91	52	281	118	351	295	267

項目 / 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
交付企業数	12	8	12	17	27	32	33	34	30	39
交付金額	146	82	188	316	785	401	361	368	317	371

資料：産業振興課（事務報告書・一）

第5節 中心市街地

本市では、旧西条市の東町、紺屋町、中央、栄町、栄町上組、登道の総延長約1,000mに及ぶ六つの商店街によって形成されるエリアを中心市街地として位置付け、2008（平成20）年7月に「中心市街地活性化基本計画」を策定した。2014（平成26）年まで随時変更認定を行い、衰退や空洞化が進む中心市街地の活性化を図っている。

このエリアには、市役所などの官公署をはじめ、医療・福祉施設や教育施設、都市公園など、多くの公共公益施設が分布し、旧西条藩陣屋跡やアクアトピア水系など豊富な歴史・文化・自然資源を有している。これらを活かした賑わいと回遊性のあるまちづくりを実現するため、国土交通省のまちづくり交付金事業（現：都市再生整備計画事業）などを活用し、2009（平成21）年に新図書館整備や道路などの周辺施設整備を行った（詳細は、9編1章4節 都市基盤を参照）。

これに併せて、地元商店街振興組合が、国等の補助を受けながら商業複合施設や分譲マンションの整備、アーケード改修などを行い、まちなか居住を進める取組を行っている。

本市では、これら中心市街地の活性化支援をはじめ、合併前から旧市町にある商店街関係団体や産業文化フェスティバル（現在は終了）などのイベント等に支援を行い、地域商店街の活性化に取り組んでいる。

これまで実施してきた、商店街などへの各種支援は図表8-5-8のとおりである。

図表8-5-8 中心市街地活性化・商店街等支援の主な事業

事業名	内容	年度
西条商店街まちづくり協議会補助金	同協議会への運営補助	H16～R4
東予市商店街連盟補助金	同連盟への運営補助	H17～R4
丹原町商店連盟補助金	同連盟への運営補助	H17～R4
うちぬき水を使った世界のコーヒーフェア補助金	同イベント実施商店街団体への開催補助	H17～29
西条中央商店街休憩交流スペース設置事業費補助金	商店街団体への設置費補助	H17、H21、H23
登道アーケード修繕	商店街団体への修繕費補助	H16
産業文化フェスティバル事業補助金	実行委員会への開催補助	H17～R3
中心市街地活性化協議会補助金	中心市街地活性化協議会への運営補助	H21～26
商店街まちづくり事業費補助金	商店街組織等が国の補助を受けて行う商店街まちづくり事業に対する上乗せ補助	H25～27
商店街活性化空き店舗活用事業補助金	商店街団体等又は新規出店者が実施する空き店舗活用事業に対する補助（H29～地域産業競争力強化事業費補助へ統合）	H26～28
商店街活性化支援事業費補助金	商店街活性化支援事業を実施する商店街等への事業費補助	R5～
西条市戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	紺屋町商店街（C地区・D地区）整備への補助	H24
中心市街地・商店街活性化支援事業	県補助事業と合わせて紺屋町商店街整備事業の周知への補助	H24

資料：産業振興課

第6節 産品・ブランド

合併当時、本市は「うちぬきの水」をはじめ恵まれた自然環境の中、数多くの優れた農水産品や観光名所を有しているものの、全国的な知名度は未だ低い状況にあったことから、これら地域資源を有機的に活用して地域ブランドとして確立し、全国へと周知していくことが求められていた。

そのため、2007（平成19）年4月に、当時、東予市で産業学習館として活用していた施設を「西条市食の創造館」にリニューアルし、西条ブランドの確立や6次産業化を推進する拠点施設とした。キッチンスタジオや食のインキュベータ室、販売ブースなどを有し、食による地域ブランドの創出や新たな販路開拓の推進、農商工連携による新商品の開発、地域の野菜ソムリエや農業関係団体等関係団体と連携した食の情報発信等、地産地消の取組などを行っている。

西条商工会議所でも、国の市町ふるさと雇用再生事業（平成21～23年度）を活用して、西条ブランド化推進プロジェクトを進め、本市の特産品カタログ「きらり★西条」を発行している。

これまでに実施してきた、本市の産品・ブランド化への取組は図表8-5-9のとおりである。

図表8-5-9 産品・ブランド化に関する主な事業

事業名	内容	年度
「水と食」調査研究事業	「水」と「食」をテーマに、産品の販路拡大のための調査研究及びマーケティング等	H16～24
地域資源活用コーディネート事業	食の創造館を拠点とした商品開発や生産者と料理人などのマッチング、商品価値を高める研究等	H20～22
地域資源を活用した新商品開発推進事業	特産品開発支援のための補助や専門家の派遣等	H26～27
さいじょう特産品応援事業	特産品の開発セミナー、開発塾の開催等	H29～
物産展出店事業	県内外物産展への地元産品等の出店等	H18～19
物産販売推進事業	(R3年度からは、産品販路開拓事業へ移行)	H26～R1
関西圏市場開拓推進事業 (H25～27) 地場産品展示商談会出展事業 (H28)	関西圏等をターゲットとした大型食品展示会等への産品のブース出展	H25～28
産品販路開拓事業	西条市観光物産協会との連携による物産展等の開催や物産イベントの開催等など各種物産販売の取組	R2～
地場産品輸出販路開拓事業	バンコク市内での柿フェア等の開催	H19～21
台湾産業交流推進事業 (西条フェア)	台湾高級スーパーマーケットでの西条フェアの開催	R3～
ふるさと産品振興事業 (H18) ふるさと産品PR事業 (H19～24)	「旬彩カレンダー」の作成など産品の知名度向上を目的とした各種取組	H18～24
西条ブランド推進事業 (H27～28) 物産ブランド発信事業 (H29～)	ブランド化を推進する産品を全国に情報発信するための各種取組	H27～
ジュニアベジタブル&フルーツ マイスター育成支援事業	本市の野菜や果物の魅力を伝えることができる同マイスター資格取得支援	H19～21
野菜ソムリエによる地域ブランド 創出事業(H23) 西条ブランド推進事業(H24～26)	野菜ソムリエを活かした地域ブランドの創出・販路拡大に向けた各種取組	H23～26
グルメイベント実施事業	グルメイベントの開催 (合併10周年記念事業)	H26
大阪事務所による情報発信、PR	市開設の大阪事務所での情報発信や産品のPR、販路拡大等	H18～24
大阪事務所販路拡大等推進事業	2020 (R2) 年度からは、移住推進等に特化	H29～R1
小松まちづくり開発センター管理運営	小松町のまちづくりや特産品開発を推進する施設の管理運営 (平成元年から始まり、合併後、引き続き管理運営を実施) 施設老朽化のため、R4年度末をもって用途廃止	H16～R4
食の創造館管理運営事業	西条市の地元産品を活用した商品開発並びに食に関する新事業の創出及び情報収集、発信等を図り、地域産業の育成及び振興並びに食文化の向上に資するための食の拠点施設として運営	H19～
東予手すき和紙振興会補助金	市の伝統的特産品である手すき和紙の振興発展を図るため、同振興会への事業補助	H17～

資料：産業振興課

第7節 商工業団体

1 西条商工会議所

合併当時、市内には1947（昭和22）年設立の西条商工会議所と、1980（昭和55）年設立の東予市商工会議所が組織されていた。2007（平成19）年4月1日に四国地方で初めて商工会議所同士が合併し、新しい西条商工会議所が誕生した。対等合併ではあるが、法手続き上は西条商工会議所が存続し、東予市商工会議所は解散することになった。

同会議所は、商業、工業、建設、観光アクセス、情報産業の5部会と青年部、女性部で構成され、各事業所の経営上の諸問題について相談に応じる一方、講演会、経営者の勉強会や従業員の研修・福利厚生に役立つ活動・会員交流事業・各種検定事業などを行っている。

毎年11月に西条農業高等学校で開催される「西条市産業祭」などの地域のイベントにも協力している。

2 周桑商工会

商工会についても、市合併当時、市内には丹原商工会と小松商工会が組織されていたが、2007（平成19）年4月1日に合併し、周桑商工会が発足した。

合併に際して、基本理念として、「合併によるスケールメリットを最大限に生かし、丹原町・小松町でこれまでに培われてきたそれぞれの商工会の良さは承継しつつ、新たな時代の要請や、多様化、高度化する会員ニーズに的確に対応し、タイムリーに活動できる商工会を創造する」ことを挙げている。

また、小松町ふるさと祭り、丹原七夕祭り（現在は終了）などの地域イベントの事務局も務めている。

第8節 各種給付金・商品券（経済対策）

景気の低迷や消費税率引上げの激変緩和などに対する経済対策として、本市でも各種給付金の給付等を実施してきた。

また、2020（令和2）年1月から新型コロナウイルスが国内で感染拡大し、国民生活や社会経済が大きな影響を受けたことから、その対応として機動的に数次にわたる給付金の給付等を実施した。

さらに、2023（令和5）年に新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される一方で、ロシアによるウクライナ侵略やガザ・イスラエル紛争、円安などの影響もあり、原油価格や物価が高騰した。こうした事態を受けて、その対応として給付金の給付などを実施している。

これまで実施している給付金の給付状況は、図表8-5-10のとおりである（新型コロナウイルス感染症対策関連については、5編6章にも掲載）。

図表8-5-10 各種給付金一覧

年度	名称	目的	内容	決算額(千円)
H21 (一部繰越)	定額給付金	地域の経済対策(全国実施)	・対象者：H21.2.1現在の住民基本台帳登録者及び外国人登録者 ・世帯ごと給付 ・給付単価：12,000円/人(18歳未満、65歳以上は20,000円/人) ・給付者数：115,570人	H20 1,906
				H21 1,827,231
H21 (一部繰越)	子育て応援特別手当	厳しい経済情勢下における多子世帯の子育てを支援(全国実施)	(図表4-1-10参照)	H20 175
				H21 58,349
H21	プレミアム付き商品券「石鎚藩札」	地域の経済対策(定額給付金の消費喚起)として国の交付金による基金を活用して実施(市)	・プレミアム率：10% ・商品券：11,000円/冊(@1,000円/枚×11枚綴)を10,000円/冊で販売 ・取扱：716店舗 ・販売冊数：20,000冊	23,953
H26	臨時福祉給付金	H26.4の消費税率引上げに対する低所得者への対応(全国実施)	(図表4-1-10参照)	312,243
H26	子育て世帯臨時特例給付金	H26.4の消費税率引上げに対する子育て世帯支援(全国実施)	(図表4-1-10参照)	142,815
H27	臨時福祉給付金	H26.4の消費税率引上げに対する低所得者への対応(全国実施)	(図表4-1-10参照)	157,252
H27	子育て世帯臨時特例給付金	H26.4の消費税率引上げに対する子育て世帯支援(全国実施)	(図表4-1-10参照)	50,234
H27	プレミアム付き商品券「愛顔のえひめ商品券」 「石鎚藩札2015」	「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(H26.12閣議決定を受け国の交付金を活用して実施(県、市)	・プレミアム率：20% ・えひめ商品券：12,000円/冊(県内分@1,000円×6枚、市内分@1,000円×6枚)を上限3冊 ・石鎚藩札2015：12,000円/冊(市内分@1,000円×12枚)を上限2冊 ・各10,000円/冊を西条商工会議所及び周桑商工会で販売	143,465
H28	臨時福祉給付金	H26.4の消費税率引上げに対する低所得者への対応(全国実施)	(図表4-1-10参照)	85,552
H27 (繰越)	年金生活者等支援臨時福祉給付金	消費税引上げに合わせH29.10から実施予定の年金生活者支援給付金制度*を前倒して、アベノミクスによる賃金引上げの恩恵が及ぶにくい低年金受給者を支援(全国一律) *同制度はR元.10から実施	(図表4-1-10参照)	H28 467,770
H28	年金生活者等支援臨時福祉給付金			
H28 (繰越)	臨時福祉給付金(経済対策分)	世界経済の落ち込みを背景に消費税10%への引上げ時期をR元.10に延期したことを受け、その間の低所得者への対応(全国実施)	(図表4-1-10参照)	H29 360,740
R1	プレミアム付き商品券	R元.10の消費税引上げに対する低所得者、子育て世帯(0~2歳児)への対応(全国実施)	(図表4-1-10参照)	293,335
R1	未婚のひとり親支援臨時特別給付金	R元.10の消費税引上げに対する子どもの貧困への対応(全国実施)	(図表4-1-10参照)	1,252
R2	特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける家計への迅速かつ的確な支援(全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	10,887,530
R2	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける子育て世帯への支援(全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	142,720
R2	子育て世代応援給付金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける子育て世帯への支援(市)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	135,548
R2	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症により影響が大きい低所得のひとり親世帯への支援(全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	89,593

R2	地域消費喚起対策 (キャッシュレスポイント還元)	国のマイナポイント制度に合わせた 地域での消費喚起(市)	(図表5-6-3参照)	41,821
R2	地域消費喚起対策(地域商品券)	コロナ禍で影響を受ける飲食店を はじめとした市内店舗での消費喚起 (市)	(図表5-6-3参照)	129,839
R2	ひとり親世帯臨時特別 給付金支給金(再支給分)	新型コロナウイルス感染症により 依然として厳しい状況にある 低所得のひとり親世帯への支援 (全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	64,452
R3	乳児特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化 する中で新生児となった子育て世帯 への支援(市)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	29,490
R3	電子商品券	コロナ禍で影響を受ける飲食店を はじめとした市内店舗での キャッシュレスによる消費喚起 (市)	(図表5-6-3参照)	57,272
R3	地域消費喚起対策(地域商品券)	コロナ禍で影響を受ける飲食店を はじめとした市内店舗での消費喚起 (市)	(図表5-6-3参照)	48,372
R3	子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯)	新型コロナウイルス感染症により 影響が大きい低所得のひとり親世帯 への支援(全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	128,562
R3	子育て世帯生活支援特別 給付金(その他世帯)	新型コロナウイルス感染症により 影響が大きい低所得世帯への支援 (全国実施)		
R3	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が 長期化し、影響を受ける子育て世帯 への支援(全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	1,620,515
R3	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が 長期化する中、国の経済対策に おいて来年春の卒業・入学・新学期 に向けて子育て世帯を支援 (全国実施)		
R3	子育て世帯臨時特別給付金 (市単独分)	上記国の経済対策における給付対象 とならない世帯を支援(市)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	64,437
R3 (一部繰越)	住民税非課税世帯等臨時特別 給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が 長期化する中、国の経済対策に おいて低所得世帯を支援 (全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	R3 678,666
				R4 668,098
R4	住民税非課税世帯等臨時特別 給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が 長期化する中、物価高騰等に直面 する低所得世帯を支援(全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	155,074
R4	子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が 長期化する中、物価高騰等に直面 する低所得の子育て世帯を支援 (全国実施)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	123,525
R4	「SDGs×DX」による持続 可能なまち西条推進 (LOVE SAIJOポイント付与)*1	地域内におけるポイント利活用 により地域経済を活性化(市)	(図表5-6-3参照)	201,660
R4	地域消費喚起対策 (LOVE SAIJOポイント還元)*1	コロナ禍で影響を受ける市内店舗 での消費喚起(市)	(図表5-6-3参照)	288,185
R4	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金	新型コロナウイルス感染症及び価格 高騰の影響を受ける低所得世帯を 支援(全国実施+市)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	826,182
R4	子育て世代応援給付金	新型コロナウイルス感染症及び価格 高騰の影響を受ける子育て世帯を 支援(市)	(図表4-1-10参照) (図表5-6-2参照)	137,429
R5	子育て世代生活支援特別給付金	食費などの物価高騰に直面する 低所得の子育て世帯を支援	(図表4-1-10参照)	135,573

R5	省エネ家電製品購入促進事業	省エネ家電による家庭のエネルギー費用負担軽減	市内の実店舗で多段階評価点3.0以上の対象家電を購入した市民に対してLOVE SAIJOポイントを付与 ・対象家電：エアコン、冷蔵庫(冷凍庫含む)、テレビ、LED照明 ・期間：R5.7～R5.12 ・ポイント付与：購入額の20% (上限30,000ポイント)	21,510
R5	住民税非課税世帯臨時特別給付金	電力・ガス・食料品等の物価高騰による家計負担が大きい低所得者世帯に対する支援	(図表4-1-10参照)	472,860
R5	「SDGs×DX」による持続可能なまち西条推進事業	持続可能な西条市(西条市SDGsの推進)実現に向けた経済活性化	市内取扱店、協力店での購入、消費に対してLOVE SAIJOポイントを付与 ・期間：R5.11～R6.2(飲食R5.11、R6.2) ・ポイント還元：15% (上限12,000ポイント) ・飲食ポイント還元：15% (上限3,000ポイント/月)	152,786
R5 (一部繰越)	住民税非課税世帯臨時特別給付金	物価高騰による負担増を踏まえた低所得者支援及び定額減税補足給付金(新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置)	(図表4-1-10参照)	R5 997,266 R6 9,771
R5 (一部繰越)	住民税均等割のみ課税世帯への給付		(図表4-1-10参照)	R5 332,305
R5 (一部繰越)	住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯へのこども加算		(図表4-1-10参照)	R6 51,463
R6	新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯		(図表4-1-10参照)	226,203
R6	新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯へのこども加算		(図表4-1-10参照)	
R6	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付【調整給付】		(図表4-1-10参照)	844,120
R5 (一部繰越)	家庭用燃料購入支援事業		燃料等の物価高騰により家計への影響を受けている市民生活に対する支援	(図表4-1-10参照)
R6 (一部繰越)	低所得世帯支援給付金	全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やすための低所得者支援	(図表4-1-10参照)	R6 432,572

資料：生活福祉課、こども未来課、産業振興課、くらし支援課、環境政策課

網掛けは、新型コロナウイルス感染症関連(5編6章)で掲載

上記以外に、わくわく健康ポイント(H30～)、LOVE SAIJOポイント*1(R03～)等は各々の事業の中で掲載

第6章 観光

第1節 観光行政の経緯

合併により、本市は石鎚山や瀬戸内海をはじめ、豊かな水資源に代表される自然環境や四国霊場の札所、温泉、史跡、文化財など、数多くの魅力的な観光資源を一体的に抱えることとなった。

一方、近年は観光の形態や目的が多様化し、従来型のスポット観光から広域的な観光に移行し、体験型の観光や産業観光といった新しい形態の観光ニーズも生じている。

こうした観光の環境変化に対応するため、2007（平成19）年度に鉄道歴史パーク in S A I J Oを整備し、2014（平成26）年度には施設を拡張して南館をオープンさせるなど、新たな観光拠点として集客を図っている。

また、2015（平成27）年には、石鎚国定公園が指定60年を迎えたことを契機に、石鎚山の魅力発信につながる各種事業を実施した。

2016（平成28）年には、観光振興に関わる各種活動を行っていた西条市観光協会が法人化し、物産関係の販売も行うことができる一般社団法人西条市観光物産協会が発足した。2017（平成29）年には愛媛県知事登録旅行業第3種の登録を受け、観光振興体制の強化を図っている。

さらに、2017（平成29）年4月には、広域観光への取組として、久万高原町、高知県いの町、大川村と連携して石鎚山系連携事業協議会を設立した。翌2018（平成30）年11月には石鎚山系の観光商品の開発・PRに取り組む第三セクターの新会社(株)ソラヤマいしづちを設立し、広域観光への足掛かりとしている。

第2節 観光資源・施設等

1 鉄道歴史パーク in S A I J O

本施設は、2007（平成19）年11月26日にJR伊予西条駅東隣の貨物引き込み線跡地に整備した。同エリアは、四国初の本格的な鉄道博物館「四国鉄道文化館」、本市の名誉市民で東海道新幹線の実現に奔走した十河信二氏の業績を顕彰する「十河信二記念館」、本市の観光情報の発信拠点「西条市観光交流センター」からなり、中央地区の観光・交流施設群として一体的に運営している。

2014（平成26）年7月20日には、JR予讃線を挟んだ南側に「四国鉄道文化館・南館」が開館し、同エリア内に4施設が揃った。南館の開館に伴い、本市とJR四国との間で本市のにぎわいづくりと四国の鉄道の発展に資することを目的とする「四国鉄道文化館に関する連携協定」を締結するとともに、2015（平成27）年3月21日からは、JR伊予西条駅の列車到着メロディとして、本市出身の音楽家、秋川雅史氏の代表曲「千の風になって」が流れることになった。

四国鉄道文化館の入館者数の推移は図表8-6-1のとおりである。

図表8-6-1 四国鉄道文化館入館者数

(単位：人)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
入館者数	49,443	67,705	39,107	28,880	25,002	28,290	26,946	58,731	57,461

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入館者数	49,504	53,895	52,964	51,761	30,341	18,774	45,231	46,242	46,160

資料：観光振興課（事務報告書・一）

(1) 四国鉄道文化館

本施設は、四国初の本格的な鉄道博物館として「公益財団法人日本ナショナルトラスト*1がヘリテイジセンター*2として建設し、本市が同財団から管理運営を受託している。ヘリテイジセンターは、地域固有の歴史・文化や自然を活かしたまちづくりの核となる文化施設として位置付けられている。

日本ナショナルトラストでは、2002（平成14）年度に「水と翠のまち西条の歴史遺産に関する調査」を実施し、地域の豊富な自然・歴史文化資源を観光資源として活用する提案、並びに日本の鉄道史上に大きな足跡を残す十河信二氏の遺品及びJR伊予西条駅構内の鉄道遺構の保存活用についての提案を行った。

これを受けて、本市としても歴史を活かしたまちづくりに積極的に取り組む方針を打ち出し、日本ナショナルトラストと協力して計画を推進することとなった。JR伊予西条駅の構内には赤煉瓦造りの給水塔やカーバイト庫など、多くの歴史的な鉄道施設や構造物が残っている。日本ナショナルトラストやJR四国との連携のもと、これらの貴重な近代化遺産を保存・活用し、交流人口の拡大や生涯学習の推進等を図る新しいまちづくりの中核をなす施設が四国鉄道文化館である。

2007（平成19）年11月26日に現在の北館を開館した。新居森林組合（現・いしづち森林組合）の協力により地域産材を多用した木造建築で、館内には1964（昭和39）年の新幹線開業時に登場した初代0系新幹線や、主に四国で運用されJRの「準鉄道記念物*3」に指定されているDF50形ディーゼル機関車1号機などを展示している。

2014（平成26）年7月20日には南館が開館し、屋内に“貴婦人”と呼ばれるC57形蒸気機関車、廃車まで一貫して四国で活躍したDE10形ディーゼル機関車1号機などを、屋外には新幹線と在来線の軌間が走行可能なフリーゲージトレイン第2次試験車両を展示している。また、四国4県の特徴ある沿線風景を再現した幅7.2m、奥行き2.2mの大型鉄道ジオラマを設置しており、模型列車の演出運転を行っている。屋外には総延長235mのミニSL用軌道も敷設しており、乗車会も開催している。

南館オープン1周年を迎えた2015（平成27）年7月20日には、新潟市新津鉄道資料館との姉妹館協定を締結し、記念イベントを開催した。この協定により、鉄道をテーマとした両館の連携や展示資料の相互提供などが可能となった。2018（平成30）年7月21日には来場者50万人を達成した。

*1 日本ナショナルトラスト イギリスの環境保護団体「ザ・ナショナルトラスト」をモデルに、日本のすぐれた文化財や自然の風景地などを保全し、利活用しながら次の世代につなげていくことを目的として活動を続けている公益財団法人。

- *2 ヘリテイジセンター 自然・歴史的環境を守り、活かし、学ぶ拠点としての文化館。一般財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて日本ナショナルトラストが設置し、地域が主体となって運営され、住民と来訪者の交流の場や情報発信拠点として活用されている。現在、全国に9か所あり、四国鉄道文化館は四国で唯一のヘリテイジセンターである。
- *3 準鉄道記念物 「鉄道記念物」は日本の鉄道に関する歴史的・文化的に重要な事物等を指定して保存、継承するための制度で、国鉄時代に制定されJR各社に管理が移行された。「準鉄道記念物」は、地方的にみて歴史的文化的価値の高い事物を支社が指定するもので、鉄道記念物に比べてローカル色が強いことが特徴である。

(2) 十河信二記念館

十河信二氏は、第2代西条市長を務めた後、第4代国鉄総裁に就任した。日本の鉄道史上に大きな足跡を残し、新幹線の生みの親と称され、本市の初代名誉市民となっている。

本館は、その業績と、“雷オヤジ”として親しまれたその人間的な魅力を紹介する記念館として、2005（平成17）年11月26日に開館した（十河氏の業績については、11編5章7節参照）。

本市では2005（平成17）年から、合併記念事業として「新幹線生みの親・十河信二」巡回展を実施するなど、十河信二先生顕彰事業に取り組んできた。同館は、その事業の一環として企画したものである。

十河氏の書齋を再現し、自筆の書やゆかりの品々を数多く展示するほか、玄関前と館内に本市出身の彫刻家伊藤五百亀氏作の胸像を設置している。同館と四国鉄道文化館共同主催の開館5周年記念事業として、2012（平成24）年11月28日に同氏が四国の鉄道近代化に果たした役割を再認識し、四国への整備新幹線導入などを検討するシンポジウムを西条市総合文化会館にて開催した。

(3) 西条市観光交流センター

1933（昭和8）年建造の倉庫を改築した、本市の観光情報発信拠点である。観光・産業の情報を収集し、発信・案内機能を充実させることによって観光・産業の振興を図り、本市中心部を活性化させるための施設として、2007（平成19）年11月26日に開館した。観光パンフレットを幅広く取り揃え、石鎚山や西条まつりを紹介するコーナー、「うちぬき」噴水の試飲コーナーなどを設けるとともに、市内の特産品や土産物、オリジナルの鉄道グッズなども販売しており、2017（平成29）年度から指定管理者制度による運営を行っている。

2019（平成31）年2月1日には、(株)ソラヤマいしづちの事務所が同センター内に開設し、オープニングセレモニーを行った。

同センターの利用者数の推移は図表8-6-2のとおりである。

図表8-6-2 西条市観光交流センター利用者数

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	45,978	57,370	52,013	57,053	57,676	57,210	33,415	23,238	49,749	50,860	50,771

資料：観光振興課（推定値）

2 本谷温泉館

本谷温泉は、本市河之内の大明神川上流に位置し第34代舒明天皇や第37代齊明天皇が入浴されたという伝説もあり、松山市の道後温泉、今治市の鈍川温泉と並び「伊予の三湯」と称される名湯である。アルカリ性単純泉で、美肌、神経痛、筋肉痛などに効果があるとされる。

入浴施設である「本谷温泉館」は、市民の福祉の向上と健康の増進を図るとともに、市の観光振興に寄与することを目的に東予市時代に整備していたものを合併により引き継いだ。2006（平成18）年度からは指定管理者制度による運営を行っている。

2016（平成28）年度には浴室を大きくし、エレベーターの設置やトイレの洋式化などバリアフリー化を行うなど、約半年の大規模改装を行い、同年12月にリニューアルオープンした。2020（令和2）年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で長期休業を余儀なくされたが、2021（令和3）年1月1日に営業を再開した。

本谷温泉館の入場者数の推移は図表8-6-3のとおりである。

図表8-6-3 本谷温泉館入場者数

（単位：人）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
入場者数	198,127	195,592	167,190	167,767	168,992	167,604	156,296	147,310	141,246	137,000
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入場者数	136,763	78,105	107,968	114,425	124,243	19,379	75,645	78,303	88,821	93,554

資料：観光振興課（事務報告書・一）

3 椿交流館（椿温泉こまつ）

本施設は松山自動車道の石鎚山サービスエリアに隣接し、一般道路だけでなく高速道路からもアクセスすることが可能な温泉施設である。市民の福祉の増進及び地域交流の促進を図ることを目的とし、小松町において2003（平成15）年12月に設置していたものを合併により引き継いだ。

2016（平成28）年12月から改修工事を行い、翌年4月1日にリニューアルオープンした。露天風呂を改修したほか、トレーニングルームを新設して手軽に運動ができるマシン類を導入し、各種運動教室も開催できるようにした。

隣接する「椿ハウス」には、小松特有の椿をはじめとした、約200種類の椿を栽培しており、12月から4月頃まで時期に合わせて様々な椿が楽しめる。

なお、老朽化した設備や源泉をくみ上げるポンプなどに多額の修繕費用が見込まれることに加え、人件費・原油等価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の影響による入館者数の減少を鑑み、2025（令和7）年4月から休館することとなった。

椿交流館の入浴者数の推移は図表8-6-4のとおりである。

図表8-6-4 椿交流館入浴者数

（単位：人）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
入浴者数	119,527	113,124	99,366	100,856	113,545	106,480	102,564	97,797	94,402	92,641
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入浴者数	96,051	64,405	86,642	99,679	109,274	80,128	49,746	79,745	88,872	89,075

資料：観光振興課（事務報告書・一）

4 アウトドアオアシス石鎚

椿交流館に隣接する道の駅「小松オアシス」の「石鎚山ハイウェイオアシス館」が、アウトドア活動の促進による地域経済の活性化を進める本市の拠点施設「アウトドアオアシス石鎚」として、2019（令和元）年7月1日にリニューアルオープンした。

石鎚山ハイウェイオアシス館は、1999（平成11）年8月に、合併前の小松町において開館し、サービスエリアに隣接し、一般道だけではなく高速道路からも利用できる施設として集客を図ってきたが、経年劣化等もあり来館者が減少し、新たなにぎわいの創出を求める声が寄せられたことからリニューアルを検討した。

リニューアルに当たり、アウトドアをコンセプトとしたこともあり、以前から石鎚山を使った活動などで本市との関わりがある国内有数のアウトドア総合ブランド・㈱モンベルと連携して運営していくこととした。

アウトドアオアシス石鎚は、高さ約6mのクライミングウォールやキャンプサイトを併設し、登山用品やアウトドアギア・ウェアを取り揃えた約926㎡のモンベルストアのほか、産直市場兼カフェ「小松おあしす市場」、ビジターセンター、貸会議室なども設置しており、アウトドアに親しむための無料セミナーも随時開催している。

小松中央公園も含めた石鎚山サービスエリア全体の玄関口として位置付け、本市内のアウトドア情報・観光情報の発信基地となっている。

アウトドアオアシス石鎚の来館者数の推移は図表8-6-5のとおりである。

図表8-6-5 アウトドアオアシス石鎚来館者数

（単位：人）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
来館者数	342,211	324,350	330,435	317,147	329,844	303,863	294,731	311,858	258,765	258,318
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
来館者数	254,396	253,506	161,472	-	207,715	200,159	193,412	207,677	184,950	106,602

資料：観光振興課（事務報告書・一）

*H29までは、石鎚山ハイウェイオアシス館の入館者数。H30は改修のため休館

*R6.2から機器更新により入館者数の集計方法を変更

5 石鎚ふれあいの里

合併前の西条市で、1990（平成2）年に廃校になった市立高嶺小学校跡に開設した自然体験型学習施設で、合併により引き継ぎ、現在は指定管理者制度により運営を行っている。

豊かで恵まれた自然環境の中で、レクリエーション、人と人の心の触れ合い、体験学習等を通して、市民の健康の増進と心豊かな人づくりを図ることを目的とする。ケビン泊とテント泊ができる宿泊施設、様々な自然遊びができる設備や道具があり、体験メニューも充実している。団体研修、懇親会などが行える施設や研修棟もある。

2012（平成24）年に施設前の河川で急激な増水による死亡事故が発生したことを受け、河川で遊ぶ人たちに警報を伝えるための放送設備や救命器具、注意を喚起する看板を設置した。

2017（平成29）年度には、久万高原町、いの町、大川村と取り組んでいる地域再生計画「石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業」において、情報発信などの主要拠点の一つとして位置付け、各種事業に取り組んだ。

2018（平成30）年度には㈱JTB中国四国松山支店と契約し、「石鎚ふれあいの里を活用した人材研修等プログラム開発事業」を実施した。

石鎚ふれあいの里の利用者数の推移は図表8-6-6のとおりである。

図表8-6-6 石鎚ふれあいの里利用者数

（単位：人）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数	4,123	4,657	5,028	5,147	6,557	6,166	5,812	5,558	5,207	4,264
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	5,151	4,341	5,465	4,022	4,598	3,991	5,167	4,911	6,866	8,415

資料：観光振興課（事務報告書・一）

6 瓶ヶ森避難小屋

2018（平成30）年4月、石鎚連峰に属する瓶ヶ森（標高1,897m）において、建築後60年以上が経過し倒壊のおそれがあった旧瓶ヶ森ヒュッテを取り壊し、残した一部に木造平屋建て（ロフト付き）の避難小屋を整備した。瓶ヶ森ヒュッテは、かつて国体時の県営施設として整備されたが、民間管理に移った後、管理人の死亡等で使用されなくなり、2009（平成21）年度に本市へ施設等の移譲を受けていた。

悪天候時に一時避難することを目的に設置した施設で、一般の登山客に開放している。隣接して、木造平屋建てのバイオトイレ（冬期は凍結するため使用禁止）も設けている。

第3節 観光振興施策

本市では、観光振興を図るため、石鎚、水、西条まつりなど主要な観光資源に関する情報発信を行うとともに、鉄道歴史パークなどの施設を活用した市主催イベントを実施している。また、市民による実行委員会などで実施する観光関連イベントへ補助を行い、市内への集客や市民への観光資源に対する意識の醸成を図っている。

これまで実施してきた観光振興関連の主な事業は図表8-6-7のとおりである。

図表8-6-7 観光振興関連の主な事業

【観光情報発信等の観光振興事業】

観光パンフレット等作成	観光パンフレット、ポスター等の作成	H16
観光情報ラジオ宣伝	定期的なラジオ宣伝の実施	H17～21
四国の祭りinサンポート高松	だんじり参加等によるPR	H17～27
松山空港ロビー展	だんじり展示等によるPR	H17～27
石鎚山登頂証明書交付事業	登頂者へ交付（合併10周年記念事業）	H26
石鎚国定公園60周年記念事業	写真展の開催、記念品の配布等によるPR	H26
石鎚山系絵地図制作事業	絵地図の製作、販売	H28～
観光おもてなし推進事業 （3市連携観光マップ他）	広域ガイドマップの作成、キャンペーン等の実施	H28～
日台観光サミット開催事業	鉄道観光フォーラムの開催等	H28～29
石鎚山系魅力発信事業	登山教室、体験ツアー等の実施	H28～
東予東部圏域振興イベント開催事業	3市及び県による「えひめさんさん物語」開催	H29～R1

【主催イベントの実施】

市民の森梅まつり	お茶等のふるまい等	H16～27
石鎚山魅力発信事業（トーク&コンサート）	イベントの開催	H24
十河信二記念館等開館5周年事業	記念講演等の実施	H24
獅子舞フェスティバル	各地獅子舞の演舞	H25～26
山フェス	トレッキング、コンサート等の開催	H25、H27
「ハクギンノ、合コン」	スキー・スノーボード婚活イベントの開催	H25
鉄道ホビートレイン特別展示	0系新幹線イメージのホビートレイン実車展示	H26
鉄道歴史パークイベント実施事業	ミニSL乗車会、展示イベント等の開催	H26～
南館開館1周年記念無料開放デー	無料開放の実施	H27
マイクロツーリズム推進事業	市民等対象のモニターバスツアー開催	R3

【観光関連イベントへの補助】

スノーカーニバルin石鎚	実行委員会への開催補助	H16～
小松町ふるさと祭り	実行委員会への開催補助	H15～
西条まちなめぐり/観光施設めぐり	観光協会への開催補助	H18～28
丹原七夕夏まつり	実行委員会への開催補助	H17～30
夏彩祭in壬生川	実行委員会への開催補助	H17～30
市民納涼花火大会	観光物産協会等への開催補助	H18～
おかげん祭市民花火大会/ にゅうがわ花火大会	実行委員会への開催補助	H21～
いしづち山麓SWEETライド	実行委員会への開催補助	H27～
石鎚山を活用した秋・冬山イベント	実行委員会への開催補助	H29
四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業	㈱ソラヤマいしづちへの着地型旅行の企画、販売等への補助	H30～

資料：観光振興課

第4節 観光連携推進

観光形態や観光目的の多様化に伴い、これまで市単独で行ってきた観光情報の発信やイベントの開催を、同じ観光資源を共有する自治体や近隣自治体と連携して広域で実施することが必要となっている。

本市では現在、次の自治体間連携を推進している。

1 石鎚山系を核とする連携

本市と久万高原町、高知県のいの町、大川村の2県4市町村は、石鎚山から笹ヶ峰にかけて石鎚山系で接している。点在する観光資源を一体的にPRすることで、当該エリアへの長期滞在や消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげていくことを目指して、4市町村が県境を越えて連携して提出した「石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業」が、2016（平成28）年に国の地域再生計画として認定を受けた。

2018（平成30）年には、「四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業」を提出し、同じく地域再生計画に認定された。これを受けて、同年11月に4市町村や関係企業の出資により、第三セクターの新会社(株)ソラヤマいしづちを設立し、着地型旅行の企画販売などの事業に取り組んでいる。

2021（令和3）年には(株)ソラヤマいしづちはクラブツーリズム(株)と、観光における交流人口の拡大を図ることを目的とした「石鎚山系広域観光におけるテーマ別観光促進のための包括連携協定」を締結した。

2 東予東部3市による連携

ものづくり産業が集積する東予東部3市（本市、新居浜市、四国中央市）では、産業発展と人材の確保・育成を図るため、圏域の魅力を県内外に広くPRすることを目的として連携を図っている。

2019（平成31）年4月から同（令和元）年11月には、県と3市による実行委員会形式で、圏域振興イベント「えひめさんさん物語」を開催した。

同イベントでは、ものづくり、山、水など、圏域の六つの観光資源を物語仕立てで紹介するコアプログラムのほか、関連行事として市民団体や企業が100件のチャレンジプログラムを実施した。

本市では、2019（令和元）年5月に「工場のおしばい」、8月に「水に浮くまちアートプロジェクト」「うちぬき氷プロジェクト」、9月に「マウンテンアカデミー in 石鎚山」など、様々なイベントを実施した。また、ものづくりの現場を体感するオープンファクトリーや、意欲ある住民によるチャレンジプログラムなども展開され、好評を得た。

こうしたイベントがきっかけになり、圏域では各種行政施策の一体的な推進も検討するなど、広域的連携に対する考え方が深まりつつある。

第7章 労働

第1節 労働行政の経緯

愛媛県内の有効求人倍率は、バブル経済の崩壊以降低迷が長引き、合併時はその回復途中にあった。しかし、2008（平成20）年のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況で悪化し、2009（平成21）年には0.55倍まで落ち込んだ。国の交付金事業などを活用し、景気対策や雇用対策を積極的に行ったことにより持ち直し、ようやく1倍を回復したのは2014（平成26）年であった。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、2019（令和元）年には1.64倍あった倍率は再び落ち込み、2021（令和3）年には1.28倍になった。本市では新型コロナ経済対策支援室を設置し、雇用調整関係の各種支援を行った。2023（令和5）年5月に新型コロナウイルスは5類感染症に移行し、現在はその回復途中にある。

本市では、こうした雇用情勢の動きに対して、国の経済対策や緊急雇用対策を活用するとともに、本市独自の雇用事業も実施しながら、地域の雇用確保に取り組んでいる。

その一方、企業間・異業種間での情報交流や技術交流、幅広い人材のマッチングを通じて、中小企業を中心とした雇用環境の改善を支援することで、地域の企業の価値を高め、人も企業も成長できる環境づくりを目指している。

合併以降の県内の有効求人倍率は、図表8-7-1のとおりである。

図表8-7-1 愛媛県内の有効求人倍率の推移（季節調整値）

年	H4	H5	・・・	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
倍率	1.18	0.94	・・・	0.63	0.65	0.75	0.83	0.89	0.87	0.85
年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
倍率	0.55	0.61	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61
年	R1	R2	R3	R4	R5	R6				
倍率	1.64	1.33	1.28	1.42	1.38	1.36				

資料：愛媛労働局公表値、年計

第2節 雇用創出

前述の世界同時不況の影響による急激な地域雇用情勢悪化に対して、本市では国の交付金事業である「ふるさと雇用再生事業」や「緊急雇用創出事業」を活用し、離職者などに向けて就業機会を創出した。

緊急雇用創出事業は、以前から雇用状況が厳しい地域を対象として行っていた事業だが、2008（平成20）年度から本格的に行うようになった。本市でも、企業の業績悪化による離職者等の生活支援などを目的として、市や民間企業において短期の就業機会を提供した。同事業は2011（平成23）年度で終了したが、本市の緊急雇用創出事業などにより、市内大手事業所閉鎖に伴い離職者が大量に発生した2014（平成26）年度までを含め、延べ595人の雇用を創出した。

ふるさと雇用再生事業は、2009（平成21）年度から2011（平成23）年度にかけて実施した。新たな地域産業の創出・支援等による中長期的に安定した雇用の創出を目的とするもので、民間企業において延べ111人の雇用を創出した。

また、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し雇用情勢に影響が及んだことに伴い、2020（令和2）から2022（令和4）年度には、中小企業に対して国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の上乗せ補助を行ったほか、2020（令和2）年度は、雇用調整助成金の申請事務に関する補助を行った（新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の詳細は、5編6章 新型コロナウイルス感染症を参照）。

これら雇用創出に対する取組の詳細は、図表8-7-2及び8-7-3のとおりである。

図表8-7-2 緊急雇用対策事業等の推移（延べ雇用創出数）

（単位：人）

事業名	事業内容	雇用区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
緊急雇用創出事業	離職者等の生活支援等を目的とした市や民間企業における短期の就業機会の創出	直接雇用	29	43	28	25	47	49		221
		民間雇用	27	112	35	13	15	36	25	263
		計	56	155	63	38	62	85	25	484
ふるさと雇用再生事業	新たな地域産業の創出・支援等による中長期的に安定した雇用の創出	直接雇用								0
		民間雇用		33	38	40				111
		計		33	38	40				111
合計		直接雇用	29	43	28	25	47	49		221
		民間雇用	27	145	73	53	15	36	25	374
		計	56	188	101	78	62	85	25	595

資料：産業振興課（事務報告書・一）

図表8-7-3 緊急地域雇用維持助成事業の推移（交付件数等）

（単位：事業者、件、千円）

事業名	事業内容	雇用区分	R2	R3	R4	計
新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	国から中小企業に支給される雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の上乗せ補助	事業者数	12	34	36	82
		件数	28	144	138	310
		交付額	1,142	4,166	2,865	8,173
雇用調整助成金活用促進補助金	雇用調整助成金の申請事務への補助（社会保険労務士経費）	事業者数	103	-	-	103
		件数	227	-	-	227
		交付額	16,715	-	-	16,715

資料：産業振興課（事務報告書・一）

第3節 人材確保

有効求人倍率が上昇する経済回復期にも、求職者の大企業志向が強まる傾向があるため、市内事業所の大多数を占める中小企業では人材の育成・確保が常に重要課題となっている。

本市では合併時から、合同就職面接会や就職フェアの開催などを開いて、幅広い人材と企業とのマッチングを図り、市内企業への就職機会の創出を積極的に行ってきた。東予ものづくり3市など周辺市町と連携した取組も進めている。

これまでの人材確保に関わる取組は、図表8-7-4のとおりである。

図表8-7-4 人材確保の取組

事業名	内容	実施年度
人材マッチング・合同就職面接会	市内企業と求職者の面接会を開催 (平成28年度からは、東予ものづくり3市連携事業として実施した。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により代替事業としてマイナビ就職セミナー合同会社説明会松山会場に参加)	H17～
高校生対象就職フェア	地域企業と就職希望の高校生を対象として合同企業説明会を開催	H23～
若年者就職支援セミナー開催	就職活動中や今後就職活動を行う予定の若年者を対象に開催	H17～18
求職者対象パソコン研修	スキルアップを目指したパソコン研修の実施	H17～21
障がい者合同就職面接会	市内企業と就労希望の障がい者を対象として面接会を開催	H26～
求人情報発信【東予ものづくり3市連携推進協議会】	新居浜市と連携し就職支援ポータルサイトへの企業PR情報作成支援を実施	H29～
地域人材確保支援事業	コーディネーターを設置し、多様な働き手と市内企業とのマッチング促進や採用人材の定着率向上に向けた各種取組を実施	R2～

資料：産業振興課

第4節 労働福祉団体等

1 労働者団体

西条地域労働者福祉協議会は、勤労者の福祉増進、経済的・社会的地位の向上を目的に、市内の各種労働組合で組織されている。合併時は、西条地域（旧西条市）と東予地域（旧東予市、旧丹原町、旧小松町）でそれぞれ福祉協議会が組織されていたが、2014（平成26）年度に統合した。

西条・周桑地域労働組合連絡協議会は、日本労働組合総連合会（略称・連合）に参加できない西条・周桑地区における労働組合の結集体として、1992（平成4）年に結成された。愛媛地方労働組合連合会に属し、合併前からメーデー行事などを中心に活動を行っている。

本市では、勤労者福祉向上の見地から、労働者福祉団体の活動等に対して助成を行っている。

2 西条市雇用対策協議会

西条・周桑地区内の所要労働力の確保、雇用の安定、労務管理の充実・向上を図り、地区内産業の繁栄に資することを目的とし、関係市町と関係商工団体、事業所などで組織されていた西条・周桑地区雇用対策協議会を前身とする。合併後は西条商工会議所に所属し、労働条件や雇用環境などに関する資料の収集・調査・研究、従業員の福利厚生の上昇のための諸施策を講じている。

本市ではその活動を支援し、運営に協力している。

3 勤労福祉会館

勤労者相互の親睦や福利厚生を目的に整備された施設で、本市にはかつて西条勤労福祉会館と東予勤労福祉会館があり、それぞれの財団法人によって所有・管理されていた。しかし、公益法

人制度改革による新制度への移行に必要な認定基準を満たせないとの判断から、両財団は2013（平成25）年3月末で解散した。

本市は残余財産となる両施設を無償で譲り受け、旧東予勤労福祉会館は埋蔵文化財整理保存施設として活用している。旧西条勤労福祉会館施設は用途廃止し、普通財産として管理している。

4 労働金庫

労働金庫は、労働団体や労働者の福利共済活動に関わる金融の円滑化を図る目的で、労働金庫法に基づいて設立されている。本市は四国労働金庫に対して、預託金を通じて住宅建設資金や教育資金の融資枠を設定し、労働者に必要な資金調達を支援している。

2024（令和6）年度の預託金は、勤労者住宅建設資金融資1億1,000万円、勤労者教育資金融資4,000万円となっている。

勤労者融資事業による融資状況は、図表8-7-5のとおりである。

図表8-7-5 勤労者融資事業の推移

（単位：件、千円）

種別 区分 / 年度			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
勤労者住宅 建設資金	貸付	件数	0	0	8	2	1	1	0
		金額	0	0	113,000	32,000	6,000	11,000	0
	償還	件数	242	512	490	523	504	426	358
金額		6,546	17,760	23,950	23,101	27,349	33,702	16,284	
融資残高			153,608	135,848	224,898	233,796	212,447	189,745	173,460
勤労者教育 資金融資等	貸付	件数	0	0	0	4	1	1	4
		金額	0	0	0	5,700	1,800	2,000	6,430
	償還	件数	215	407	279	184	116	78	62
金額		9,639	18,216	10,292	7,419	3,509	2,130	3,831	
融資残高			40,715	22,499	12,207	10,488	8,778	8,648	11,247
種別 区分 / 年度			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
勤労者住宅 建設資金	貸付	件数	0	0	5	2	2	0	1
		金額	0	0	104,800	44,800	36,000	0	28,100
	償還	件数	314	0	255	278	289	258	239
金額		29,920	0	53,417	36,580	19,191	27,688	8,695	
融資残高			143,539	120,424	191,477	199,697	216,506	188,819	208,224
勤労者教育 資金融資等	貸付	件数	1	1	7	4	1	3	0
		金額	2,000	1,500	12,890	6,940	640	4,950	0
	償還	件数	84	72	64	91	107	99	110
金額		2,645	2,321	1,808	4,813	2,570	8,214	3,833	
融資残高			10,601	9,780	20,862	22,990	21,060	17,797	13,964
種別 区分 / 年度			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
勤労者住宅 建設資金	貸付	件数	2	1	1	0	0	0	0
		金額	38,060	18,690	13,530	0	0	0	0
	償還	件数	245	240	244	246	211	195	187
金額		9,006	9,275	13,295	9,748	8,972	26,286	8,363	
融資残高			237,278	246,693	246,928	237,180	228,208	201,922	193,559
勤労者教育 資金融資等	貸付	件数	0	0	0	0	1	0	0
		金額	0	0	0	0	4,000	0	0
	償還	件数	93	83	89	76	47	36	36
金額		2,477	1,914	1,971	2,565	880	509	521	
融資残高			11,487	9,574	7,603	5,038	8,158	7,649	7,127

資料：産業振興課（事務報告書・一）